

平成24年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成24年9月13日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成24年9月13日 9時32分

1. 閉 議 平成24年9月13日 15時14分

1. 延 会 平成24年9月13日 15時14分

1. 議員定数 16名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	小 幡	一 彰
教 育 長	清 原	武	会 計 管 理 者	田 井	郁 也
富 田 事 務 所 長	辻	政 信	日 置 川 事 務 所 長	前 田	信 生
総 務 課 長	坂 本	規 生	税 務 課 長	大 谷	博 美

民生課長	鈴木 泰明	生活環境課長	中戸 和彦
観光課長	正木 雅就	建設課長	笠中 康弘
上下水道課長	山本 高生	地籍調査課長	堀本 栄一
農林水産課長	鈴木 泰	消防長	山本 正弘
教育委員会			
教育次長	青山 茂樹	総務課課長	小松原 昭太
総務課副課長	榎本 崇広	監査委員	津多 勝

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第78号 平成23年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 議案第79号 平成23年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第80号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第81号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第82号 平成23年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第83号 平成23年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第84号 平成23年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第85号 平成23年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第86号 平成23年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第87号 平成23年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第88号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第89号 平成23年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
- 日程第14 報告第7号 平成23年度健全化判断比率の報告について
- 日程第15 報告第8号 平成23年度資金不足比率の報告について
- 日程第16 報告第9号 平成23年度白浜町継続費精算報告について
- 追加日程第30 白浜町議会特別委員会の設置について
- 日程第17 議案第68号 専決処分の承認について
- 日程第18 議案第69号 専決処分の承認について
- 日程第19 議案第70号 白浜町税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 白浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 平成 2 4 年度白浜町一般会計補正予算（第 3 号）議定につ
いて
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 平成 2 4 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）議定について
- 日程第 2 5 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議定について
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議定について
- 日程第 2 7 報告第 4 号 第 4 6 期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出につ
いて
- 日程第 2 8 報告第 5 号 第 1 5 期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提
出について
- 日程第 2 9 報告第 6 号 平成 2 3 年度財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出に
ついて

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3・追加日程第 3 0

1. 会議の経過

○議 長

ただいまから白浜町議会平成 2 4 年第 3 回定例会第 4 日目を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

本日は、津多監査委員さんの出席を求めています。

議事日程については、お手元に配付してございます。

本日は、一般質問 2 名を行い一般質問を終結し、その後議、案審議に入りますので、よろしくお願ひします。

新たに提出されました議案第 7 8 号につきましては、日程第 2 とし、提案説明の後、審議を行います。

また、議案第 7 9 号から報告第 9 号までを日程第 3 から日程第 1 6 とし、これら 1 4 件につきましては、一括して提案理由の説明を受け、その後、監査委員の報告を受けたいと思います。

なお、議案第79号から議案第89号につきましては特別委員会を設置して付託の上、審査することになりますので、ご了承をお願いいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

本日は、暑いかと思いますので、上着を脱いでいただいても結構かと思います。

本日、写真撮影を許可しております。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

3番 丸本君の一般質問を許可いたします。

丸本君の質問は一問一答方式でございます。

まず、殿山ダムについての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

皆さん、おはようございます。3番 丸本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今9月議会は、3点について質問を通告しております。殿山ダム、そして2点目が消防法改正、3点目が携帯電話の不感知地域への取り組みということで、通告をしております。

最初に、殿山ダムについて伺います。殿山ダムは、昭和32年に竣工し、翌年の昭和33年、台風17号によりゲート6門を開放、ダム下流において多くの死傷者、家屋流出、また床上、床下浸水が発生し、大被害を周辺住民に与えました。また、平成2年9月19日にも、台風19号下においてゲート6門を開放し、ダム下流では家屋への浸水、農地へのかん水による農作物の被害がありました。さらに昨年9月の台風12号においてもゲート5門を開放、田野井、安居、中嶋、広井地区などに家屋の浸水、農地のかん水による農作物の被害も大きなものがありました。

そこでお伺いいたします。昭和32年に殿山ダムが完成して55年になると思いますが、この間、4門以上のゲートの開放は何回あったのでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

皆さんおはようございます。6月の定例会に続きまして、丸本議員からただいま殿山ダムにつきましてのご質問をいただきました。詳細につきましては、担当課でございます日置川事務所長のほうから回答をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま、4門以上の放流について何回あったかというご質問ですが、昭和33年8月25日、台風17号、それから昭和34年9月26日、伊勢湾台風、これは4門放流です。昭和35年8月29日、台風16号、これにつきましても4門放流、昭和36年9月16日、第2室戸台風、これにつきましても4門放流、昭和37年7月27日、台風7号、4門放流、それから昭和43年7月28日、台風4号、これにつきましても4門放流しています。それから昭和46年8月30日、台風23号、これも4門放流です。それから平成2年9月19日、台風19号、6門放流、それから平成6年9月29日、台風26号、4門放流、平成9年7月26日、台風9号、4門放流、平成13年8月21日、台風11号、4門放流、平成15年8月、台風10号、5門放流、それから平成16年6月21日、台風6号、4門放流、平成16年10月20日、台風23号、5門放流、平成19年7月15日、台風4号、5門放流、それから平成23年9月2日、台風12号で5門放流、4門以上の放流が10回、5門放流が4回、6門放流が2回となっております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

わかりました。昭和33年8月25日の台風17号で、6門を開放しております。ダム下流に大被害が発生し、多くの人的物的被害が発生しました。この災害の最大の原因は、台風の豪雨による被害と思われませんが、前年の昭和32年に完成をした殿山ダムの存在、そしてダムの操作の不手際が被害を大きくしたのではないかと、当時言われたと聞いております。

被害を受けて罹災者同盟ができ、町においても、日置川町対策委員会、和歌山県議会においても、ダム対策特別委員会が設置されました。昭和33年12月9日、県議会ダム対策委員会が開かれ、この会議には関西電力の代表、日置川罹災者同盟代表、そして日置川町対策委員会代表、県土木、そして県議会特別調査委員会の方々が集まり、会議が行われております。

会議録を見てもみますと、関西電力が殿山ダムの建設を県に申請し、地元の説明をしたのは、今のように6門のゲートを堰堤につくる方法ではなく、洪水が起これば堰堤の上から水を流すオーバーフロー方式で洪水を下流へ流す方式で、和歌山県がダム建設を承認し、地元も納得したとあります。しかし、建設直前、オーバーフロー方式からダム堰堤に6門のゲートをつくる設計変更の申し入れが県にあったとある。そこでダム下流住民、また団体の方々から、鉄砲水を心配し、反対があった。そこで当時の殿山ダム建設所長である丸山氏が、「ゲート6門をつくるが、4門以上は使わない。6門放流したら下流が大洪水になる。残りの2門は、故障があった場合の予備のため」と証言したとある。

建設当時の所長が、4門以上のゲート開放はしないと証言している中、建設後、何度となく4門以上の放流がされている。町当局は、この丸山証言を承知しているのか。知ったんですかということですか。4門以上。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

当局は丸山氏の証言を承知しているかのご質問であります、この議員の質問で知った次第でございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

この丸山証言もそうなんですけど、私は去年から4回程度聞いたその協定書についても何にも知らなんだということがありますので、よく調べていただきたいと思います。

その昭和33年の12月3日やったか、12月9日の議事録をちょっと一部読まさせていただきます。内容についてこう書かれております。

昭和33年12月9日、第3回ダム対策特別委員会の会議録の中では、丸山氏はこう述べております。「私、建設所長をしておりました丸山でございます。今回の台風で、私は現地におりました時代、特に親しくご好意をいただいております皆様方が災害を受けられましたことにつきまして、非常にご同情申し上げるわけでございます。先ほど来、町長さん、宮本議長さん、岡崎委員長の皆様方から、いろいろお話がございました。順を追いましてご説明させていただきたいと思います。まず特に、設計につきまして申し上げたいのは、洪水が起ることは、ダムのせいではないということでございます。この点を1つ、ご認識いただきたいものと思いますのであります。あのダムは防災目的をもってつくったダムではないのでありまして、と申しますことは、洪水が来た場合には、ダムがなかったときと同じように流れてきただけの洪水を下へ流す」このように発言をされております。それで次に、「オリフィス、いわゆるゲートです。オリフィスの門のゲートを全部あけたら、大洪水になる。4門以上あけるようなことは全くないということにつきましては、おっしゃるとおり。私はそういうご説明を確かに申し上げたのでございます」それでそのあけんという根拠を後にずっと説明されとるわけですけれども、ダム建設時、4門以上のゲートを放流しないと、住民に説明している中で、5門または6門を何回か放流しております。

住民に対する約束違反であると思います。約束違反の放流により大被害が発生しました。約束違反のこの放流について、町当局の考えをお聞かせいただきたい。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

約束違反の放流についてのご質問ですが、議員からいただきました資料並びに町に保管しています関係書類を確認しましたところ、丸山氏の発言に係る文言がございますが、詳細な部分は不明であり、当時の発言内容がどのように扱われたかは、定かではございません。したがって、議員ご指摘の約束違反の是非につきましては、既に50年以上の経過をしておることからも、現時点で明らかにすることは困難でございます。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

明らかにすることは困難とは、ここに議事録が残っておるんじゃないですか。これは県議会の議事録です。議会事務局でいただいていた。これは写させてもろうたんですけれども、

明らかに、明らかになつとるじゃないですか。ちょっともう一度お願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

証言につきましては、そういう丸本議員からいただいた議事録を見てございます。しかし、約束違反というところの当時のこの発言内容が、どのように扱われてそういうふうにというところで、わからない不明なところがあるという、こういうことでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ちょっと明確な、私は意味をちょっと理解しにくいんですけども、明確なご答弁をお願いしておきます。

次に行きます。4門以上の放流をしないとの証言をしていると私は思いますけれども、何を根拠に、4門以上の放流はしないとやっているのか、ご説明を求めたいわけでございます。何を根拠に、その根拠はどこにあるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

当時の関係書類の中で、4門以上を放流しないと明記されておりますが、保存されております関係書類は極めて少ないものでございます。4門以上放流しないとの根拠につきましては、まだ調査不明のところですよ。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

これから調査をしていただけるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

そのようにしたいというふうに考えます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

根拠のないところでちょっとわかりにくい質問かも知れませんが、これは通告で原稿を渡しておりますので、この約束違反の放流をなぜしたのかということです。根拠のない、根拠不明やという中で、ご答弁は根拠不明やと。4門以上、5門、6門が、何回かな、5門、6門、6回出したねんな。大被害を及ぼしたのやけども、根拠不明の中で答えにくい。この通告で私はこの原稿を渡しておりますので、約束違反の放流がなぜされたんですかと。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

さっきも答弁させていただきましたとおり、書類が不足しているということもありますが、なぜ4門以上の放流をしたのかにつきましては、雨量が多かったというふうに考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

証言の中で、4門以上は放さんという中で放つとるわけなんです。それで町当局は、関西電力と和歌山県に、どのような対応をしてきたのかと。そういうふうな記録は残ってないと言われた。あなたは、私の通告を聞いて初めてそういう証言があったと、わかったということやけれども、過去にこれはどうされてきたのかということです。日置川町の時代にどうされてきたのかと。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

議員ご質問の証言にかかわることについての不明な点もありますが、町としましては、県及び関西電力に対し数回にわたって要望書や申し入れをしているところであります。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ちよつともう一度ご答弁ください。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

議員のご質問の、証言にかかわることについては、不明な点もありますが、町としましては、県及び関西電力に対して数回にわたり要望、申し入れなどを行ってきております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

どのような要望ですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

昭和52年、昭和35年当時のダム、和歌山県知事とか議長あてに、日置川洪水に適応したダムの堰堤の改造とか、ダムを重力式ダムに改造されたい等々、昭和35年当時、昭和59年当時につきましても、県知事、関西電力に、発電が目的の殿山ダムを防災を目的としたダムに改造されたいとか、そういうことの中の、はい。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

証言では、オリフィスの6門のゲートを全部あけたら、これは大洪水になるとの説明であ

りますが、大洪水が起き大被害が発生することがわかっている中で、昭和33年と平成2年に2回にわたり6門の放水をしておりますが、この6門について、大洪水、大雨が降ったから仕方ないというような、今、発言がありましたけど、6門開放についての町の考えについてお聞きしたいと。2度の放水についてです、6門の。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

県と関西電力の間で取り交わされております操作規定があるのは、承知しております。現実には6門が開放されますと、下流域に大きな被害をもたらすことが想定されますことから、県においても放流にかかる被害が生じないよう、対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

操作規定で6門放流を許可しとると。雨量とダムの放水量について伺いますが、昭和33年の6門開放のときは、ダム地点の累計雨量が479ミリ、平成2年の6門開放のときには、平成2年です。ダム開放のときにはダム地点累計雨量が442ミリと、これは役場からいただいた資料です。それに比べ、昨年9月の台風12号においては、累計雨量が1,149ミリ、約2.5倍もあるにもかかわらず、昨年は5門しか放流をしておりません。降雨量と放水量が比例していないのは、これはどういうことなんでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

昭和33年のときの雨量累計は479、平成2年のときの累計雨量は442ミリで、23年度は1,149ミリありました。ダムからの放流量は累計で判断するものではなく、ダムへの流入量によりダムからの放流量が決まるものであります。同じ総雨量といたしましても、短時間に流入する雨量と、長時間をかけて流入する雨量の場合とでは、放流操作に違いが生じますので、一概に降雨量と放水量とは比例することにはなりませんと、こういうことです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ゲートの放流は、4門以上はしないとの地元住民への説明をしておきながら、昭和33年と平成2年に6門を放流、去年の9月の12号台風でも5門を開放、これら約束に反するゲート開放の最大の原因は、豪雨によるものと思われませんが、降雨量の計算が甘かったのではないかと思います。ダム上流の雨量データをもとに丸山証言があり、ダムを建設されたと思えますが、過去、何年間の降雨量をもとに、殿山ダムを設計されたのかと。この丸山証言があるのかと。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

殿山ダムの設計構造量は、ダム建設当時の一般的な算定方式に従って、昭和4年7月21日の既往最大水量記録をもとに算出された最大降水量、2,068/sに余裕を加え、昭和14年から昭和28年までのデータを用いた100年の確率降水推計によって妥当性を検出した上で、2,500/sと定め、さらに和歌山県から指導に基づき、3,000/sということでありました。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、4門以上を切らんとという丸山証言というのは、これは昭和14年から28年、14年間の降雨量のデータをもとに4門以上を切らんと。4門以上というのは5門、6門を切らんとするというその根拠は、この14年間の降雨量の計算で、基づいて丸山証言があると、こういうことでよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この資料は、裁判で用いられたときの降水量をもとにここに報告させていただいています。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

その14年のそのデータ、14年間、昭和14年から28年までのデータに基づいて設計したと。それに基づいて丸山さんが5門、6門は切らんと、このように特別委員会で証言をしたんだと思うんですけども、この雨量のデータは、この14年間の雨量のデータはどこが作成し集めたのか、県か関西電力か。このデータのもとというのは。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

関西電力が作成したものでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

殿山ダムを建設した関西電力が雨量の計算をし、雨量のデータをもとに4門以上は放流しないという県議会の特別委員会での丸山証言があると思います。関西電力みずから雨量の計算をし、ダムを建設し、4門以上放流しないと、建設所長が証言しているのにもかかわらず、繰り返し約束に反する放流をする関西電力。洪水による被害に損害賠償していないと、私は聞いております。この6門を開放した昭和33年と平成2年の災害については、これは切らんとするのに切っていると。人災ではないのかと。町当局の見解を求めたいと思いますけど、どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

天災か人災かの判断につきましては、発生原因により異なるというふうに考えておりますが、この件につきましては、ちょっと答弁を差し控えさせていただきます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

先ほどもありましたように、ダム操作規定なるものがあると聞くが、その中にダム操作において6門の開放が認められておるということでよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

ダム操作規定の中に、6門の開放操作が認められております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

このダム操作規定を締結したのはこれはいつことであるのか。また操作規定は、県と関西電力の約束であるのか、この辺はどうなんですか。これは昭和何年なの。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

ダム操作規定が作成されたのは、昭和32年8月15日であり、県との協定ではなく県からの許可というふうになっております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

建設着工前に、地元住民に、全部ゲートをあけたら大洪水になるとの説明であります。県はこの説明を、関電が住民にした説明を知ったのか。あわせて、ダム建設前に地元住民に関西電力側から4門以上は開放しないと丸山氏の説明があるのに、県が開放を認めるとするのは、これはどうしてですか。県は知ったのか。勝手に関西電力が地元と話しして、6門穴をあけますけれども、放すのは4門までです。5門、6門は放しませんというのは、その理由は、6門あけたら洪水になるとこう証言したんや、特別委員会で。これを知ったのかということや、県は。県は許可しとるんでは。許可するほうは知ったのかということ。それで知ったとしたら、なぜ6門の開放を認めたのか。許可しとるのか。先ほど許可をしたと言うたんでしょ。ダム操作規定というのは県が許可をしとる。なぜ開放をこれは認めとるのか、この2点について。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

現在のダムの操作規定では、6門を放流することは認められておりますが、操作規定の見直しについては、県、関西電力等の間で協議して県が許可しておりますことから、町としての発言はちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

1点ちょっと、これはどうなんですか、最初に言うた、関西電力が工事変更をしたときに、工事の設計変更やら、ゲートの上から水をオーバーフロー方式で流すと、洪水の場合は。それを6門のオリフィスゲートをつけると、こう設計変更したときに、県がしたときに、地元の反対があったと。それを建設の所長、この方が地元の方に、6門を放ったら大洪水になるから4門までしか切らんと、こういう説明をしたと証言したわけやから、特別委員会で。確かにしたと。してないと言うたの違う、確かにしましたとそのように説明しましたと。この説明したのを、関西電力が説明したのを、これは県が知ったのかと。ただ、所長が地元住民に、ただ関電だけ行って、管理者は県でしょう、この二級河川。県、こっち置いて、我がだけで行ってそういうことを言うたんですか。その辺はどうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

そのときの丸山氏の証言に関してどう扱われたというのがちょっとわからない部分がございますので、そこはもう答弁できません。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

これは大きな問題や。知とって許可を出した。大洪水になるというのを知とって許可しとったら、これは大きな問題や。その辺を調べてください。どうですか、調べていただけるのかちょっとご答弁お願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

時間的なものはどれだけかかるかわかりませんが、前向きに検討していきたいと思えます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

調べていただけるというような理解をさせていただいております。

県がこの6門の開放を認めているわけでございますけれども、6門開放に対応できる河川改修が、許可を出している県はできているんですか。どのように思いますか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

和歌山県は、日置川河川改修の基本方針に基づいて現在河川改修を進めております。6門放流に対応できるのかということですが、河川改修基本方針では、3,700トンで計算されております。現在は県と協議しながら、田野井から順次改修を進めているところでございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ダム完成後55年を経過しておりますが、改修が私はできてないと思う。今、田野井から順次改修にずっと入ると入るとのことですが、これはしかし、55年もたつて、昭和32年に完成してから、それで何で田野井だけしかできてないのということです。遅いでしょう。

どう思いますか。県の取り組みが遅いように思いませんか。遅いか早いかということです。それだけでよろしいです。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

既に55年余り経過している中では、田野井に今かかっているということは、その以前に河口のほうから一部矢田の付近までは改修されておりまして、そこから田野井、矢田の部分が少し間が抜けていますけれども、その部分で今、田野井をやつて、順次これから進めていくということでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

町のほうからも強い申し入れを、これ、してください。県に対して。河川改修について。

昨年の9月議会から、4回にわたつてダム協定書についての質問をしてきたが、解明できていない点は何点かあります。

1つ目に、原本がなぜか出てこないということ。第2に議会で審議されていない協定書の1億8,000万円が、決算書に雑入として歳入されたこと、なぜ歳入されておるのか。決算書の1億8,000万と協定書の1億8,000万が、別の金か同じ金か、この辺は解明できていない。

第3に、ダム決壊、ゲートの破壊等による下流住民の被害については、町の顧問弁護士と関西電力との見解に違いがあります。顧問弁護士の見解は、決壊による被害者への賠償責任は、ダムの所有者である関西電力に所有者責任があるとのことだが、確認書を交わしておくべきだと私は思います。6月議会では確認書を交わさないとのことだが、丸山証言の例もあり、口頭での約束は意味がないのではないかと私は思うんです。文書で交わしておく必要があるのではないかと私は思いますけれども、ご答弁のほどよろしくお願ひします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

議員ご指摘のことにつきましては、相互理解が得られなければ合意に至らないということございまして、慎重に対応していきたいと、かように思っています。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

慎重って言わんと、合意がなかったらあかんというのはもちろんのことです。でもやっぱ

り申し入れせな、前へ進んでいかない。その点を踏まえて、相手方があって確認書を交わすんですから、こっちが交わしてくれと言うても向こうがあかんと言うたら、確認書を交わせんわけや。ほんで慎重とも言わんと、前向きに取り組んでいただきたいと、このように私は思います。

今回の水利権更新まで2年を切っております。丸山証言の4門以上の開放をしないという約束は守られておりません。その理由は、操作規定に6門開放が認められているためだと思います。次回更新には、地元住民には、意見を聞くための懇談会を開くことはもちろんのこと、協定書の内容についての統一認識を、関西電力との間で書面を交わしておくこと。さらに丸山証言についても、約束の履行を求めていくべきではないかと思えます。そして県に対しては、6門開放に対応できる河川改修を強く求めていくべきだと思いますが、町当局のご見解はどのようなものでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

水利権の更新に当たりましては、前回ご答弁をさせていただいたところでございますが、水利権の更新の許可は県が行うことになっております。更新に当たりまして、白浜町に意見を求められた際には、議員からもご指摘いただきましたことを十分に踏まえ、地元の皆さんや関係団体、関係機関とも協議した上で、意見具申をさせていただきたいと、このように考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

よろしくお願ひしときます。

これで、この殿山ダムについての質問を終わります。

○議 長

以上をもって殿山ダム、防災対策についての質問は終わりました。

次に、消防法の改正についての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

次に、消防法改正について伺います。

消防法改正が、中山間地域の住民生活に及ぼす影響について伺います。

過疎地、中山間地域から、今、ガソリンスタンドが消えようとしております。当局もご承知のように、消防法の改正、省令の改正に伴う、ガソリンタンクの設備改修の義務化が出され、その改修を行う猶予期間は2年間となっています。その猶予期間の終了も近づいております。平成8年ごろから緩やかな下り傾向にあるガソリン消費も、近年落ち幅が最大になると言われております。結果、経営そのものが厳しくなり、その上消防法改正で新たな改修を余儀なくされます。旧日置川町においては、安居地域のガソリンスタンドが、この9月20日閉店と聞いております。そして川添地域に1軒しかないガソリンスタンドも、タンクの改修をしなければならないため、閉めなければ仕方がないとのこと。町当局は、こうした中山間地域の住民の生活必需品とも言えるガソリンを買うため、わざわざ町へ出向かなけれ

ばならない状況が、すぐに起こります。このような事態の状況をどうするのか、お聞きしたいです。

中山間地域のスタンドが消えると、山間部には高齢者の方が多く暮らしていて、スタンドは特に高齢者にとってはなくてはならないものの1つであります。その高齢者にとって、車、カブ、灯油、農機具の燃料を町へ買いに行かなければならなくなります。災害時において、燃料は必要です。昨年の6号台風と12号台風においても、2度も市鹿野地区の湿地地域において、家屋への浸水があり、大雨の中、消防団員がポンプでくみ出しをしてくれました。これも、燃料があればこそできるわけでございます。

台風だけではありません。近い将来起こるとされる南海地震、当白浜町においては、これら台風による水害、地震による火災などの災害に対し、消防車、ポンプの燃料は欠くことができません。スタンドが閉鎖された場合、燃料の補給をどう考えておられるのか。

住民生活に及ぼす影響と、いわゆる災害時の燃料補給をどう考えておられるのか。この2点になりますけれども、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 副町長 小幡君

○番 外（副町長）

今、議員からご質問がありました、消防法の改正につきましては、平成23年2月1日に施行をされたことによりまして、ガソリンスタンドの地下貯蔵タンクからの油漏れ規制が厳しくされたものであります。特にガソリンスタンドでは、早急な対応を迫られております。基準といたしましては、40年以上前に埋められた貯蔵タンクが、今回改修を義務づけられたものであります。そしてその改修の猶予といたしまして、2年間、平成25年2月までというふうに決められてございます。特に関係者からいろいろなご意見を聞く中では、廃業するしかないというご意見も多いと伺っているところでございます。

また、こういう改修につきましても、経費的に相当な経営者への負担があるというふうに伺っているところであります。こうしたことを踏まえまして、町といたしましても、国や県の取り組み、また、財政措置等を踏まえながら、先進的な、全国でも取り組まれております、そういう市町村も参考にしながら、今後考えてまいりたいというふうに思います。ご理解のほど、お願いいたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

近い将来起こるとされとるという、その大地震、地震が発生した場合、この中山間地域の集落は孤立するということであると思えますけれども、このときに火災とか起こったときに、消防車やポンプ車、ポンプというのが必要になってくると思えますけれども、これらのポンプ、消防車への備蓄量というのは、どうなっておるんですか。3分団の、日置川は3分団で川添地区がそうです。市鹿野のほうにもあります。消防車を置いてくれています。あれの備蓄というのはどれだけあるんですか。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

議員の質問の消防ポンプ車の燃料の備蓄量はどの程度あるかということですが、消防車も入れて。消防本部の車両は、白浜署、日置川署、すさみ署を含めた車両、また消防団車両を含めて。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ちょっと発言中悪いんやけど、私はこの中山間地域のことについて聞いているのやから、第2分団あるでしょう。第3分団、日置川のやで。この分についての備蓄量を聞いたんです。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

備蓄量については、備蓄しておりません。なしです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今、備蓄量なしと、町長聞いていただけましたか。ないんや。火事が起こっても何とも手の打ちようがない。ほんで去年も水害があったと。ポンプを持ってきて吸うてくれいってもこれもできんわけや。備蓄ゼロやから。災害時の中山間地域においてのことです、私が聞いているのは。このスタンドは災害時の備蓄の基地になると思いますけれども、考えを聞かせてください。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

消防車両の備蓄については、備蓄しておりませんが、災害時には現在消防ポンプ車に給油しているスタンドが数カ所ありまして、それらの給油所には、災害時には電話連絡して、すぐ店を開けていただけるようなことで申し合わせをしているところであります。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

消防長、私はこれは一昨年の12月に質問をした。南海地震とかやったら、日置川流域はほとんど集落が全部孤立するじゃないですか。ガソリンスタンドというのは、どこのガソリンスタンドが、孤立したときに。県道が皆寸断されるんです。台風でも寸断される可能性が高い。三倉議員がきのうおっしゃったでしょう。台風で、3門以上を切ったら、玉伝の下流の小学校のどこ、あそこもつかります、滝地区もつかるんです、県道が。どのようにして持ってくるんですか、どこのスタンドから持ってくるんですか、ちょっと答えてください。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

特に市鹿野地域については、そこへ行くまでに土砂災害等で県道の寸断、あるいはまたダム放流による低地の浸水により日置から市鹿野地域への交通が遮断されることが予想されま

す。それについては、上富田町から市鹿野地域に入る道路であったり、また鮎川から市鹿野地域に入る道路もありますので、その道路の調査をしたりして、燃料補給をしていかなければならないと考えております。そしてまた、東南海、南海地震が予想されておりますので、今後は消防本部としましても、自家給油所といったものも検討していかなければならないと考えております。

○議 長

番外 副町長 小幡君

○番 外（副町長）

今、南海地震等についての備蓄ということです。特に今回発表されました南海トラフの大地震におきましては、県下全体に相当な甚大なる被害が想定されるところであります。こういうふうな状況になりますと、他の市町村もそういうところでの対応ということで、非常に連携をとるのは難しいというふうに考えます。特に難しい中で、1つのつながりとしたしましては、国であります政府に、自衛隊等々そういうものについての派遣要請をし、その中でやはり住民にとって生命を守るために必要な需要品であるものも含めて、そういう要請を町長のもとで、白浜町としては取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ちょっと質問からそれたんです、今言われたのは。消防長は日置から持って上がると、補給すると。それで行けなんだときには上富田から、上富田。きのう三倉議員の質問で、玉伝口から市鹿野の、あれ4キロ、3.5キロか4キロあると、市鹿野橋まで。あそこは県道であって、危険箇所やと県が指定していると思うんです。あそこは崩れる心配があるのと違うんですか。崩れる心配というより崩れることを前提としとかなあかん、これ。そんなところから補給するって、これはどういうことですか。消防長のおっしゃる答弁だとは思えません、これ。住民の財産と生命を守らなあかん人が、危険道路を補給ルートとして、補給ルートとして、そういうことを考えとることということ自体が。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

議員がおっしゃっておられる、災害時、豪雨になったときには、そういうような、玉伝口から市鹿野地域に至る道路については、危険箇所ということで大変危険ではありますが、そのときの災害の状況等を勘案して、安全管理も十分留意した中での行動となります。当然、少しの土砂等があればもうそういった活動もできないと考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

補給ルートというのも危険箇所と県が指定していると。それをルートにしとるとというのは、想定しとるとというのは、どうも。それで改修も全然進んでない、それが。玉伝口から市鹿野まで、私が生まれたときと同じような道路や。60年前とほとんど変わってない。市鹿野橋も流れて新しいのができましたけど。それだけ認識しておいてください。

災害時においては、スタンドというのは燃料備蓄の基地にもなるとは思います、どのように思われますか。ちょっとお考えをお聞かせください。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

議員が指摘の燃料備蓄の件、給油所が燃料備蓄基地になると思うがどうかというご質問については、市鹿野地区には消防団の分団車庫があり、また消防車が配備されておりますので、災害時の活動を考えると、今ある現給油所の役割は非常に大きいかと思えます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ガソリンスタンドのタンク改修費用について、お聞きいたします。消防法をクリアするには、4つの方法があると聞いております。どのような方法があるのか知りませんが、改修についてどのぐらいの費用がかかるのか、教えていただきたい。

○議 長

番外 副町長 小幡君

○番 外（副町長）

改修の方法につきましては、タンクの入替え、そしてタンクの内側のライニングの施工、そして電気防食システムの設置、そして漏えいの早期検知装置の設置の4つがございます。費用につきましては、現地の状況、そしてまたタンクの状況により一概に判断はできませんが、タンクの入替えにつきましては約1,500万、内面のライニングの施工につきましては、タンク1基で200万、そして電気防食システムにつきましては、タンク1基で約300万、そして漏えいの早期検知装置につきましては、感知装置と検知機が必要で、検知機はタンクごとに必要となり、4基ある場合ですと約230万から300万円程度の費用がかかると聞いてございます。

しかし、漏えいの早期検知装置は、タンクが50年までというふうになっており、また再度改修は必要となりますことから、実施されることは少ないというふうにいるところでございます。

しかし、いずれにいたしましても、事業者の方には、先ほども言いましたように、多額の改修の費用がかかるということで、私どもは承知をしているところでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今の質問で明らかになったように、多額の費用が必要となります。その費用が大変であり、その結果スタンドを閉めなければならないという事態が明らかになりつつあります。

そこで提案ですが、スタンドを町で借り上げし、その上で法にのっとった改修をする。それを商工会等に指定管理をお願いして、それから危険物の免許を持っている経営者に委託をする。この方法が地域を守るという提案でございます。このことについて、町当局の考えをお聞きしたわけでございます。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 副町長 小幡君

○番外（副町長）

全国的にもさまざまな取り組みが現在行われておるといふふうに聞いております。議員のご提案の事例は、現在のところ町としては周知をしていないところでございます。平成22年度に資源エネルギー庁が委託によりまして実施した、石油製品供給体制等の調査研究の報告の中には、対策案といたしまして、7種類の提案がされております。行政がどういった形で関与し、また取り組むか。そして国、県の取り組みや財政措置等も踏まえまして、議員のご提案も参考にしながら考えていきたいというふうに思います。

○議長

3番 丸本君（登壇）

○3番

参考にしてくれるということやな。検討するということや。法律の猶予期間は来年1月末、2月までと。結論というのはこれはいつごろ出るんですか。検討というのはあれなんですけれども、過去にも何年も待っても、検討というようなこともありましたので、スタンドは1月末になったらもう閉めなあかんねん。

地域住民は、またいつ起こるかわからんという地震とか、また近年何回も起こっているゲリラ豪雨や、去年のように同じ家が2回も6号、12号台風で浸水したと。このようなときのことを考えて、早いほうがいいと思うんですけれども、しかし、あしたあさってというわけにはいかんでしょう。それで結論というの、検討期間というのは大体どのぐらいかかりますかという。答弁をお願いします。

○議長

番外 副町長 小幡君

○番外（副町長）

特に先ほど回答の中で、7つの種類というふうに申し上げました。その中には、自治体がスタンドを買い取り、引き取りをすることによって別の業者に移管をする方法。そして地域の住民の方々が出資をして組織を結成していただきまして、スタンドを運営する、また維持をしていく、スタンドを譲渡いただいて行う方法。そして地域に簡易型のポータブル、600リットル以下の計量機を集落ごと、または地域ごとに数カ所設置をし、これはガソリンは無理なんです、灯油、軽油のみを供給する方法。そして4つ目が、移動タンクによりまして個別の事業者へ直接給油する、灯油、これも軽油に限られますが、そういう方法。そして5つ目につきましては、地域の最適な場所にスタンドを、幾つかあれば、地区にも3つあれば、それを1カ所に集約しようという、そういう集約型の方法。そして6つ目につきましては、石油製品に加えまして、いろいろなさまざまな生活のサービスを複合的に提供をしていく方法。例えばJAであったり、郵便局であったり、また、診療所であったりという、そういうふうな個人企業であったり、また公共施設であったり、そういうものを利用しながらする方法。そして、先ほどから述べましたように、経営者みずからがタンクの整備をすることで、こういう方法もございます。その中で、やはり給油所までの距離、そして地域における給油所の必要性、そして町の一定の基準といったものを、国、県の指導を参考に定めた上で、さまざまな方策、先ほど言いました方策も含めまして検討をする必要がございます。

結論を出すのにいつごろかという、議員からのご質問です。ただ、今言いましたように、

いろいろ、地域なり企業なりそういうところを含めて、その中に行政も必要であれば入って方針を決めていくという作業にもかなり時間を要すると思いますので、結論を出す時期ということについてはお答えできませんが、丸本議員さんもお協力を賜りながら、今の地域の住民の方々の事業所、また生活、そういうものを検討していただきたいというふうに思いますので、ご協力、ご理解、よろしくをお願いいたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

簡潔に言うてくれんなら、ちょっとわかりにくかったです。

ほんで最後に、行政と地域住民、事業者が話し合いをし、町としての方向性を決めていただくよう、できるだけ早く方向性を決めていただくようお願いして、この質問、消防法改正については終わらせていただきます。

○議 長

それでは、消防法の改正についての質問は終わりました。

次に、携帯電話不感知地域への取り組みについての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

最後に携帯電話不感知地域の解消について、お伺いいたします。

携帯電話は通じにくいという話は、これまでも議会で何回か質問をしてまいりましたが、町当局を初め関係者のご努力によっておおむね解消しております。私の住む旧川添村地域でも、残るのは上露地区のみであり、ここについては既に補助事業でアンテナを建てる計画になっております。県に聞きましても、この山間地の多い西牟婁郡でも上富田、白浜、すさみ町を合わせて携帯の通じない地域が解消されてきているとのことであり、喜ばしい限りであります。

しかし、問題点は残っております。先日日置の志原地区の方から相談があり、春日神社周辺の数世帯のみが携帯が通じなくなって困っておるとのことです。このことについては、既に以前から区を通じ要望があがっていると思いますが、まず町としてのこの要望に対しては、これまでどのように対応していったのか、お伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

議員ご質問の、志原地区の携帯電話不感知地域の解消につきましては、ご存じのとおり平成22年度に日置川区長会から要望が出されておりました。その後、町といたしましても、NTTドコモ和歌山支店や関西支社に対して要望をしているところであります。また、県当局からも同様に、NTTドコモに対してお話をいただいているところですが、いまだ不感知地域の解消には至ってございません。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

この奥志原以外にも、町内で携帯が繋がらないという苦情は、役場へ寄せられているの

でありますか。またあるとすればその地域はどこにあるのでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

現在のところ、人家のある地域からは特にそのような苦情は寄せられてございませんけれども、実際には富田の奥のほうや庄川の奥のほうで、一部通じにくい所があるように思います。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

答弁をいただきましたが、いろいろな携帯電話会社がある中で、1社でも通じる会社がある地域は、不感知地区ということではなく、行政の補助事業が使えないということで、地域では苦勞されているわけでございます。

現在、携帯電話の防災のエリアメールも受信できるようになっております。既に単なる便利な道具ということを超えて、緊急情報を伝える重要な防災道具になっております。

そのことを考えていただき、志原地区のような、残り数世帯なら、何とか企業側と工夫と努力で通じるようにはできないもののでしょうか。町としても会社と直接交渉するならば、思い切った対応も必要であると思っておりますが、ご答弁のほどお願いしておきます。

○議 長
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

議員ご承知のとおり、和歌山県携帯電話等エリア整備事業という補助事業がございまして、これにつきましては、集落規模において携帯電話の電波が1社も入らない地域で、地理的条件や採算上の問題により、携帯電話事業者の自主進出がない地域につきましては、行政が基地局整備を行いまして、携帯電話事業者がサービスを開始するというものでございます。志原地区につきましては、今のところKDDIのサービスエリアとなつてございます。この事業での実施は難しいと考えております。しかしながら、今後も引き続きまして、県当局と連携をとりながら、企業側に要望してまいりたいと考えております。

参考といたしまして、NTTドコモやKDDIでは、電波改善策といたしまして、微妙な電波を屋内に引き込める機器や、周辺の電波状況によらず対応するインターネットのブロードバンド回線を利用して自宅などの電波状況を改善する機械を、無償で利用できるサービスもあると聞いているところでございます。

以上です。

○議 長
3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、ドコモさんの場合でしたら、固有名詞を挙げたらあれなんですけど、不感知地帯であっても、インターネットを利用しとつたら受信できるようになるということやな。

○議 長
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

そういった機器を、無償でご利用いただけるというふうに聞いてございます。

○議長

3番 丸本君（登壇）

○3番

無償でな。わかりました。

そしたら、これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

以上をもって丸本君の一般質問は終わりました。

続けます。続いて16番 正木司良君の一般質問を許可いたします。

正木司良君の質問は総括形式でございます。

16番 正木司良君（登壇）

○16番

一般質問最後の登壇者となりました。議員の皆さんからは、内心、簡潔に簡潔に、短時間で短時間でというご要望だと、私もそうしたお気持ちに基づきまして、それでまた長時間お座りの町職員の幹部の皆さんのお気持ちをお察しいたしまして、できるだけ短時間で終わりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

8月30日の午後、町長、教育長、そして町職員の皆さんとともに、多くの議員さんも参列いたしました。三段壁から身を投げた薄幸の方々のご冥福をお祈りいたしました。あの日、厳しい残暑の岩頭に立った私の胸に、人生にはいろいろな生き方がある。しかし、ときには柔軟な考えで苦難を乗り越えてほしかったと、高校生の娘だけを三段壁から投身させた悲劇の母親をさとし、猶予つきの実刑を言い渡した田辺地裁の裁判官の言葉が私の胸によみがえってまいりました。昭和51年9月18日の未明、酒乱の夫の暴力に耐えられなくなった、49歳の母は、長女の15歳の女子高校生と母子心中を決意し、白浜を訪れた。三段壁近くのホテルを朝早く抜け出して、娘は先に母の目の前で、お母さん、待ってるで、そう言い残して断崖から身を投げた。放心状態のまま岩場に泣き伏す母が釣り人に発見されたのは、それからおよそ1時間後。彼女はうわ言のように娘の名を呼び、許して、私が悪かったと泣き叫んでおりました。昭和45年11月23日の深夜、30代の母が幼い2人の子どもを抱えて三段壁から身を投げた。たまたま新聞記者として白浜町に居合わせた私は、当直の署員とともに現場に駆けつけた。サーチライトに輝く鮮やかな緑色の海に、白いワンピースを着たお母さんの遺体が目の前にあった。そして私はそのとき確かに見た。母親に寄り添っていた幼子の小さな遺体が、まるで泳ぐように沖合に消えていったのを。その年の12月には、妻に先立たれた中年の男性が、体の不自由な子どもと一緒に断崖から身を投じた。どうして子どもまで犠牲にしなければならなかったのだ。子どものためにもっと強く生きてほしかった。私は高まる怒りの中で、激烈な死のドラマにおののいたのであります。ことしも既に7人の方が投身をされた。心からご冥福をお祈りするところであります。

絶望に打ちひしがれた人に救いの手を差し伸べるのは、これは行政の基本であります。今、民生課長も一生懸命そういう気持ちの中で頑張っておられますが、どうか温かい思いやりの行政をこれからも続けていただきたい、そのように心から念願をするところであります。

それでは、本題に入ります。

夏は、我が白浜温泉にとって最も多忙なシーズンであります。きのうの水上議員の質問に対して、今夏の海水浴客は、白良浜など4カ所の町営浴場で、昨年より14%増しの66万2,800人という答弁をお聞きいたしました。事実、白良浜や江津良の浜は、連日多くの海水浴客で埋まり、浜通りや御幸通りも水着姿がまばゆい若い人たちにぎわっていました。町のコンビニも買い物客であふれ、ホテルや旅館も連日満員のように見受けられた。当局のきのうの集計によりますと、7、8月の来客数は、日帰り28万6,000人、宿泊42万7,000人の、合計71万3,000人とされました。しかしその数字は、東日本大震災や7月の台風6号の影響で不振として位置づけられた昨シーズンの来客数、合計70万4,500人と比較して、わずか8,500人しか変わらない。

この数字を裏づけるように、一部の関連業界では、お客さんの数は前年と比較して大きな伸びは感じられない。とりわけ民宿の場合、組合の幹部に伺った話ですが、平均して40%程度の利用しか見込めないと話していました。また、日帰り客が目立っている現象も避けられず、旅館組合のまとめでも、宿泊客は、7月は前年対比の96.7%、不振の昨年より少ないんです。8月になってようやく1%だけ伸びた。101%になったと把握をされています。当局は、数字の上では大震災の昨年より観光客が微増しかしなかったという現実を、どう受けとめておられるのか。観光経済全体への影響もあわせて見解をお伺いしたい。

きのう、水上議員も、今回の特徴として伺ったんですが、それを除きまして、快適で安全な海浜の保持には、多くの方々のお力添えが前提になっている。ライフセーバーの中には、ボランティアで来られた大学生や社会人もおられると、先日、テレビのインタビューでそう聞いています。これらの方々への処遇や、水難事故、防犯パトなどの取り組みを通じて、今夏の特徴と来シーズンへの課題があれば、伺いたい。

続きまして、中間処理施設の課題と取り組みであります。

我が町の中間処理施設、いわゆる保呂地域に設置をされているごみ焼却場をめぐる、行政の混迷が続いています。そのプロセスの中では、歴代2人の町長が不本意な形で退任し、行政内部の混乱ばかりでなく、訴訟問題にまで発展しているという現実、瀬戸鉛山村当時の長い我が町の歴史の中でも、これまでにない異常な事態であります。そうした中で、ことし春、新しい当町が当選をされ、新しい行政がスタートいたしました。率直に言って、それで数年間続いているさまざまな問題が一挙に解決したとは思っていない。町長自身も、先日の本議会の冒頭、施設の改修計画などについて区民と協議するに当たり、さまざまな課題があることを名言している。町長は自身の選挙活動の中でも、ごみ焼却場が関連する諸問題については、議員や職員とも連携して、保呂地区の皆さんとの対話を重ね、できるだけオープンに町民が納得する形で、不退転の覚悟で問題の対応に取り組むたいという胸の決意を表明した。それが、多くの町民の期待感につながったと、私は思っております。

そこで、お伺いしますが、町長は今、施設の改修計画について地域との話し合いを続けていること、これは把握していますが、それに伴うさまざまな課題とは、何を意味するのか。公約に従って、少なくとも議会にだけはオープンにすべきだと思うが、どのようにお考えか。

さまざまな課題の解決のために、行政の指標として作成された、いわゆる想定問答集が、図らずも表面化をいたしました。一般論だが、私は当局が課題のスムーズな解決のためにモデルとする想定問題集を策定することについては、何の異論も持っていない。むしろ、事情を熟知していない新しい首長に対して、問題を把握している職員が適切なアドバイスをする

ことは、これはどこの行政期間でもある通常の処置であると、私は思っています。しかし、首長がその見解を述べた場合、その発言責任は当然本人に課せられる、これはもう当然の話です。問答集の中には、これまで退任をされた町長の行動や、複数の議員の発言などについても触れられている。これらのテーマについて、保呂区から質問があり、町長が想定された内容の見解をそのまま述べられたのかどうか、そこらあたりについて町民の関心も高くなっています。問題集が表面化した以上、町長として町民に対する説明責任があるのではないか、そのように思っているところでございますが、町長のご所見を賜りたいと思います。

天津市の中学生の自殺が発端となって、全国的に陰湿で卑劣な子どもたちのいじめ行為に、国民の厳しい視線が集中いたしております。これまで子どもたちのいじめ問題は、とかく学校内部だけで、全体的には軽視されがちだったが、悲惨ないじめを受けた中学生の自殺が表面化して以来、いじめ行為の罪の大きさが、目を背けたくなるような陰湿な行為とともに、問題視されるようになった。既に複数の小中学生の被害が明るみになり、今月に入っても去る6日には札幌の中学生が自殺し、一昨日の新聞では、熊本県の中学生がいじめられてつらかったという遺書を残してみずから命を絶った。そうしたきのうの新聞では、宮崎の中2の男子、けさの新聞は埼玉で中2の男子が意識不明になっている。本当に全国に波紋が広がっているわけであります。

今、全国の自治体では、いじめ防止条例を政令制定したり、いじめ防止専門委員会を設置するなど、防止対策に取り組んでいます。また、国もいじめの被害者を支援する組織や未然防止のための生徒指導協力員の充実などに予算を大幅に増額して、総力を挙げて取り組む政策を先日の国会で決議をいたしました。

そうした現状の中で、我が白浜町の場合どのような対応をされているのか。教育長は、先の岡谷議員の質問に対して、未然防止、早期対応のためには、子どもの日常観察が大切である。服装や日ごろの態度などに目を配り、昼休み時間でも子どもと一緒にいることが必要だと話されていましたが、まさに同感であります。学校側のそのような未然防止のための具体的な対応策について、お伺いをいたしたい。また、いじめを受けた子どもは不登校になるケースが多い。県下の昨年の不登校の児童数は、小学生で前年対比46人増の211人、中学生は25人減の858人となっている。いずれもこの数字は、全国平均を上回っているわけであります。特に小学生の場合は、生徒全体に占める割合が0.4%を占め、全国ワースト9位にランクされております。白浜町の不登校の実態とその要因について、把握をされているのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

子どもの暑さ対策につきましては、これまで教育現場の空調施設の整備を主体にして提言を続けてまいりました。そして、子どもたちの健康保全是、行政の本質であり、教育以前の課題であるということ、私はかねてから申し上げ、それに伴う予算は、行政として当然の義務的な経費としてでも確保すべきであると、主張してまいりました。先日教育長にお会いしたとき、教育長は、空調設備の整備については一定の理解はできるが、反面、子どもの場合、暑さに耐える体力づくりも必要であり、それによって健全な自律神経が育成されるという医学的な見解を示されました。そしてそのような理論の中で、教育施設の場合も、都会などの特殊な環境を除いて、空調整備より扇風機や外気の導入、緑のカーテンなどの環境整備に重点を置くべきであるという意味の見解を示されました。私も、温室育ちのもやしのような弱々しい体より、さまざまな環境に耐えることによって成長する強い体力を持つ子どもを

育成することには、反論の余地はありません。

しかし、一例に過ぎないが、昨年の大震災で、仮校舎で勉強している岩手県の大槌小学校の場合、室内気温の異常な上昇で、67人の児童が熱中症で倒れ、釜石市の小学校でも同様のケースに直面して、いずれも新校舎にはエアコンが整備された。

我が町の場合でも、暑さに耐えるたくましい体力づくりは当然必要だが、それだけに依存しない子どもの暑さ対策、健康対策にも取り組んでいただきたい。そう思うわけであります。

いま一度、体力づくりも含めまして、教育長の総合的な見解をお伺いしまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議 長

正木司良君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま正木司良議員から、夏の観光総決算と課題についてのご質問をいただきました。

7月、8月の日帰り、宿泊数は、日帰り客が約28万6,000人で、対前年比で104%と増加しましたが、宿泊客は42万7,000人で、対前年比で99.6%にとどまっております。合計では71万4,000人で、対前年比101.3%となっております。ことしは天候にも恵まれ、大勢のお客様が海水浴場にお越しになりましたが、日帰り客数の伸びと比較しますと、宿泊客数では思ったより伸びていませんし、宿泊者1人当たりの消費単価が下がっていると聞いてございます。世界的な不況が長引く中、さらに国内での地域間競争が激しい中で、経済3団体の皆様を中心とする関係者の懸命の誘客活動により、お客様の呼び戻しは少しずつ実現されてきていますが、一方経営面では大変厳しいものがあると懸念するところでございます。

町としましては、今後は、観光の実態を客観的にとらえるだけでなく、来客者の年齢層や行動範囲など、できるだけその実数を把握し、今後どのような誘客を図るべきであるのか、経済団体の皆様とともに検討していく必要があると考えております。

海水浴場につきましても、ことしは多くの海水浴客でにぎわい、おかげさまで大きな水難事故もなく推移してございます。具体的な数字は昨日も申し上げましたけれども、議員が申されましたように、安全で安心な海水浴場を保持するには、警察当局や海上保安庁、さらには各種団体の皆様などのお力添えが不可欠であり、町だけでは到底なし得ることはできません。とりわけ、白良浜の監視業務を日本ライフセービング協会へ委託しているところであり、ライフセーバーの方々には、その専門的な技量はもちろんのこと、献身的な活動に感謝しているところであります。

詳細につきましては、担当課長から後ほどご説明させていただきますけれども、ことしの夏の課題を検証して、来年に向けて継続すべきものは継続し、改善すべきものはその優先順位を決めて改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、中間処理上の課題と取り組みについてのご質問でございます。

ごみの中間処理施設に係る地元区との協議に関するご質問であります。去る6月26日の議員懇談会でもお話しさせていただきましたが、6月24日に地元区検討委員会との最初の協議の場を持たせていただいております。当日は、地元区から大きく3つの質問、要望を、文書でいただきました。これまで計7回の協議の場を持ちましたが、現在に至ってもまだそ

の回答がすべてにおいてできず、協議が進んでいないのが実情です。今後も誠心誠意、協議の場を設け、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議員からご指摘のご質問の中に、想定された内容の意見をそのまま述べられたのかという質問でございますけれども、そのまま述べてはおりません。私は、選挙期間中、情報をできるだけ開示する、オープンに。そして紳士的に町民が納得する形で交渉を進めたいと訴えてまいりました。これは、清掃センターに関する経過等について、町当局や議会から町民に対して十分な説明がなく、逆に折り込みちらしなどが配布され、町民の間で共通の理解や認識が十分得られず、それが問題をより複雑なものとしたのではとの思いからであります。交渉結果や経緯などは、できるだけ丁寧に、できるだけ早く町民にお知らせすべきであると考えています。しかしながら、時期的なことも含めて、オープンにできるものとできないものは当然出てきます。ご質問いただいたさまざまな課題、すなわち大きく3つの質問、要望につきましては、現在その具体的な回答を庁内でも協議中でございます。回答ができていない状況、区との話し合いの途中でありますので、現時点での詳細な答弁は差し控えさせていただきたいと存じますので、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。一定の協議が整いましたら、私自身としましても、町としましても、広報などを通じて経緯、結果などをお示ししたいと考えてございます。

もう既に9月半ばを迎えようとしております。なかなか協議が進まない中で、できるだけ早くという思いで、9月をめどに考えておりましたけれども、今後、できるだけ速やかに協議が整い次第、広報等で発信をしていきたいと考えてございます。

またご質問の中にごございました、いわゆる想定問答集についてでございますけれども、これは6月24日の地元検討委員会との最初の協議に当たり、庁内協議をすることを目的に担当課が作成し、6月22日の庁内会議で配付した資料であります。今回の内部文書漏えい事案は、情報の取り扱いについて町民の皆様の不審を招き、行政に対する信用失墜につながるものと非常に重く受けとめ、改めて心からお詫び申し上げます。なお、一部報道にごございました、関係者によると生活環境課の職員が事前に地元と話し合っただけで作成との報道がありましたけれども、そのような事実はありませんので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

正木議員のご質問にお答えいたします。

いつも子どもたちの健康とか、ご心配賜りましてありがとうございます。

いじめ問題ですけれども、いじめ問題は、究極は死をもって終わるといふ、非常に悲惨な結末を迎えると、そういう重大な問題であるといふ、そういう認識を持つことがまず大事だと思っております。いじめ問題の対応は、大津市の例に見られますように、事後対応のあり方、問題点が非常にクローズアップされておりますけれども、このいじめ問題で一番大事なことは、岡谷議員もご指摘されましたけれども、事前対応がメインでないかと。私もいじめを生み出さない集団づくり、人間関係づくり、それがまず大事じゃないかなと思っております。

友達同士が互いに信頼し合っ、助け合っ支え合っ。あるいは困ったことがあればお

互いに助け合うと。そういうふうな信頼関係がまず構築されれば、いじめというのは起こりにくいということが言えると思います。特にいじめた者、いじめられた者が現在焦点が当たっておりますけれども、いじめというのは、それを見ている者、あるいははやし立てるものを含めて、集団としていじめを把握をすると、そのことは非常に大事だと思っております。特に一番大事なことは、幾つかあるんですけれども、学校は教えなければならないことは本当にたくさんあります。本当に内容が多くて、指導時間が限られている中で、この精選を図ることが大事ですし、バランスをとるといというのは非常に大事です。

いじめの場合には、学級活動の話し合い、あるいは道徳の時間での指導、これはやっぱり核になると思います。その中で、その限られた時間の中で、子どもたちの心の琴線に触れるような教材をいかに用意して充実した指導をしていくかと、このことが一番大事だと思えます。上から、してはいけない、やってはいけないと、こういう指導も大事なんですけれども、それと加えて、例えば鹿川裕史君、随分前になりますが、一番初めに大きな問題になった、この子どもの親族の手記が残されています。そういうものをもとに、いじめられた側の子どもの心に立った、そういう信条を綴った教材をもとにして、子どもたちの心を耕すと。そのことが物すごい大事だと思えます。

これは、例えばお年寄りが汚いとか、あるいは障がい者を差別するとかいう子どもがいた場合も、お年寄りと一緒に触れているいろいろな教わる中で、お年寄りに対する敬愛の情が出てきます。あるいは障がい者に対して少し差別意識を持った子どもたちも、障がい者の方の話を聞いて、一生懸命自立して立派に生きておられる、そういう姿を見て、尊敬の念を持つようになります。これも同じで、やっぱりいじめられている子どもの心情というものをいかに子どもたちにわかってもらえるかと。そういうふうな指導を、一番今後も大事にしていけないといけないということを、校長会とでも話し合っておりますし、そういう教材も幾つか紹介させていただいております。

あと、いじめそのものへの対応なんですけれども、これはもう1つの対応ですけれども、先ほども言及されましたが、正木議員が言及されましたアンケートを実施しております。このアンケートの中身は、生活的なことも含めて困っていることがないかと、いじめにつながるものとしては、このまま放置してはいけないと、そういうものを含めて早い目に対応するように心がけております。

あるいは、担任を中心に、子どもたちの観察に努めたり、昼休み、先ほどもありましたが、一緒に遊んだりして、元気のない子どもはいないかと、一人ぼっちの子どもはいないかと、そういうことも心がけております。あるいは家庭の状況も、気になる子どもが出た場合は、家庭と連携をとって相談をしていると。特にあと大事なことは、心がけていることは、特に中学校なんです、いじめに限らず暴行事件が起こった場合、これは速やかに関係機関の力も借りると。学校だけで対応できる問題であるかないかという判断をきちんとした上で、そういう対応もしていくと。そういうことも話し合っております。

最後に、いじめを受けた子どもは不登校になりやすいというご指摘ですが、そういう傾向は確かにあると思います。これは全国的に見た場合そういう傾向は如実にあらわれております。ただ本町の場合、9月10日現在で、不登校は小学校が2名です。30日以上欠席ですが、中学校は4名となっております。比較的率は低いんですけれども、その原因は、複合していると思われま。これ1つと断定をなかなかしにくいというのが現状でして、一番多

いのは、家族関係がこじれたことによって、子どもが心が傷ついて来られないというのが一番多いと思いますが、それに加えて友人間のトラブル、あるいは怠学、怠け学傾向、あるいは病気がちであると、そういうふうなことも含めて、不登校になっている子どもというのは、町内にも合計6名いるということですが、いじめそのものが原因ということではありません。ただ現在も、カウンセラーとかそういう人たちの力も得ながら、登校の準備をしております。

今後もしじめとか不登校を生み出さないように、精一杯努力を続けていきたいと思っております。

次に、暑さ対策なんですけれども、これは何度か今までもご質問をいただいたんですけれども、全国的には教室の暑さ対策は大きくは3つに分けられると思います。1つはエアコン設置、これは都市部に最近多くなっております。2つ目は扇風機及び緑のカーテンを併用したものの、3つ目は何もしない。大きくはこの3つに分けられると思うんですけれども、白浜町の場合、以前にもお答えしたと思うんですが、和歌山市の中止部の学校と比べても、相当に教室の室温は恵まれております。低いということが言えると思いますので、現在は扇風機と一部、緑のカーテンで対応しております。

子どもの成長にとって最も望ましい対応はどれかというのは、非常にこれは難しいんですけれども、その観点が私は非常に大事で、特に最近言われているんですが、子どもの異常体温がふえていると。大体子どもの体温というのは、大人の体温より1度前後高いというのが普通なんですけど、最近、低体温あるいは高体温の子どもがふえていると。幾つかの考察では、30%、40%近いというそういうデータも示されております。特に夏休みクーラー漬けの子どもの体温は、4人に1人が35度だとも言われています。この1度下がるとどうということになるかといいますと、これは自律神経のバランスが崩れますし、代謝が少ないために、循環機能が正常に機能しなくて免疫力が低下すると。そうすることによって、子どもでありながらですけれども、いわゆる大人のさまざまな病気に対する抵抗力が非常に弱まると、これが非常に指摘をされております。疲れやすくなりますし、免疫も低下すると。そういうふうなこともありますので、特に小学生のころまでに、体温調節機能とか暑さ寒さに対する耐性が培われると言われておりますので、一見かわいそうだと思うんですけれども、ある程度の暑さ寒さというのは、私は子どもの成長には必要ではないかと思っております。

1つの例で申しわけないんですが、つくば市が、実は数年前から子どものために、教室の暑さ対策がどうあるべきか研究しておりました。非常に注目しておりまして、最近結果が出たんですけれども、それはつくば市というのは日本きっての文化学園都市で、いろいろな研究者、学者が集まっております。財政的にも比較的豊かな都市ですけれども、そこが数年かけて考察して、子どもの成長のためには扇風機プラス緑のカーテンが望ましいと、そういう結論を最近出しました。

たまたま白浜町と一致したんですけれども、私どもも現在はその方向が、現在はいいんじゃないかなと思っております。ただし、温暖化が進んでこういう田園地帯でも都市部のような高温になってきた場合、この場合はやはりもう一度真剣に暑さ対策について見直す必要がありますし、そのときはやっぱりエアコン設置も検討する必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議 長

○番外（観光課長）

海水浴場管理などに関連してご報告申し上げます。なお、先日の答弁と重なる部分があることを、ご容赦願います。

例年どおり、ことしも白良浜、臨海浦、江津良、椿の4カ所について海水浴場を開設してございます。なお、白良浜海水浴場は、開設期間が9月17日までとなっております。7月と8月の4つの海水浴場の来場者数の増加につきましては、昨年は台風の影響を受けるなどにより来場者が少なかったのに対して、ことしは好天に恵まれ、遊泳禁止とした日もほとんどなかったことが、直接の増加の要因と考えております。また、町民プールの利用者につきましても、7,088人ということで、前年比104%と増加いたしております。水難事故につきましては、昨年に続き、死亡事故というのは発生しませんでした。海水浴場からの救急搬送件数は、白良浜が11件、江津良が1件の、合計12件となっております。ことしの特徴としましては、熱中症と見られる方の症状による搬送や、応急手当が目立ったと報告を受けてございます。白良浜では、放送によりまして、水分を十分にとり、熱中症対策をすることと、アルコールを飲んでの游泳は危険であることなど、啓発を繰り返したところでございます。

花火大会は、両日とも大勢の来場者でにぎわいました。7月30日につきましては、帰りの交通渋滞はあったものの、比較的早く渋滞は解消したところではありますが、8月10日は深夜遅くまで渋滞が続きました。なお、新しい試みといたしましては、JR西日本和歌山支社さまにお取り組みをいただき、花火大会の両日において、帰りの臨時列車として、特急1便、普通列車1便を増発していただいたところです。またその時刻に合わせて、明光バス様により、白浜駅までの連絡バスを新湯崎バス停から出していただいたと伺ってございます。防犯対策としましては、ことしも警察による白良浜みはりばんを設置していただき、取り組んでいただきました。また、町内各種団体から大勢の皆様にご協力をいただき、合同防犯パトロールを実施いただきました。ご協力ありがとうございました。

次にライフセーバーの処遇についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。町では白良浜海水浴場監視委託業務を、特定非営利活動法人日本ライフセービング協会に委託してございます。業務内容は、水難事故防止のための海水浴場の監視を中心として、事故があるときは救助活動を実施して、必要によりその手当を行うとともに、町が游泳規制を出したときには、遊泳客がそれに従うように案内をしたり、海水浴場でのルールとマナーの普及活動も実施いたします。期間は、ことしにつきましては、7月14日から9月2日までの51日間で、その期間に、延べ339人が業務に当たりました。白良浜へ入るライフセーバーの多くが、大阪など京阪神から派遣されていますので、2カ月間は浜の近くに宿舎を借り、そこから業務に入られております。なお、県内でのライフセーバーが監視に当たっている海水浴場は、和歌山市の片男波海水浴場と当町の白良浜海水浴場の2カ所であると伺っています。町としましては、非常に大勢の来場者でにぎわう白良浜海水浴場では、水域での救助技術を有するライフセーバーの配備は不可欠であり、安心、安全な観光地白浜のイメージの象徴の1つとして定着していると言っても過言ではなく、今後も引き続きお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

それでは、再質問があれば許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

○16番

観光行政、今夏の海水浴場の特徴は、14%、8万3,000人が伸びた。町民プールの利用も上昇している。また、救急搬送件数は、熱中症などで12件と増加傾向にあった。白浜署の白良浜みはりばんの設置、各種団体などによる防犯パトロールなどの活躍についても伺いました。今後も、来年の夏も、いろいろな課題も踏まえて、こういった問題に取り組んでいただきたい。本当にスムーズにシーズンを終えてよかったですと思います。

特に、夏の観光客が思ったよりも伸びなかった。きのうの町長の答弁でも、消費価格が、1人当たりの消費価格が低迷傾向にあるということもおっしゃられました。そして今、観光客の実態をとらえるだけでなく、年齢や行動範囲などの実態を把握して誘客を図っていききたい。そのようにご答弁をされたわけです。町長はこれまでの観光経済に関連する各議員の質問に対しましても、3団体や近く組織する活性化委員会などと連携して、グローバルなオンリーワンの白浜を目指したい、経済振興へのアクションプランに取り組んでいききたいと、そう意欲を述べられていました。きのう、おとといです。具体的な何らかの構想があれば、きのう何か大ざっぱな、今の時点では大ざっぱなんですけれども云々とおっしゃったんですけれども、具体的な構想があれば伺いたいと思います。再質問。

それからごみの問題ですけれども、ただいま、想定された問題集の答弁をそのまま私は述べていないということもおっしゃいました。そしてまた、9月中をめどに、今のところ時期的にはオープン段階ではないが、9月中をめどに町民に内容を報告したいという意味のご答弁もされたように思います。説明責任という重大な位置づけの中で、これらの諸問題についてなるべくできるだけ早く、町民の不信感を取り除いていただきたい。この件についてはそう思います。

再質問ですけれども、きのうの湯川議員の質問でも触れられていましたが、環境省は、平成9年5月に続きまして、16年7月の第2次広域化計画で、田辺広域圏、当時10カ市町村、今はもう合併している10カ市町村の場合は、田辺市、白浜町の両処理施設のうち、いずれかに施設の耐用年数が経過する時期において一元化を図るということを明確にされていた。その文書を私も持っています。しかし最近になって、その計画とは別に県内に2カ所の整備計画が策定されているようであると。町長はこの構想について、今のところどう受けとめられているのかどうか。もっとリアルに申し上げれば、1カ所は田辺にそしてあと1カ所は白浜、2カ所に処理場をつくりたいというような構想でありました。その構想が事実であるとすれば、国と県がこれまで提起してきた当初の一本化構想は、廃案になったのかどうか。町長は2次計画の代替案とも受け取れる2カ所の構想や、組合自体の今後の取り組みなどについて、お伺いをいたしたい。これが具体的に進行しているとしたら、やはり町民の皆さんに報告しなければならない重大な課題ではないかと思うわけですが、その点についてお伺いをいたします。

いじめの問題ですけれども、教育長のほうから、子どもの心に立った気持ちになって取り組んでいかなければならないと、それが最も効果的だと。それは私もそのとおりに思います。

いじめを受けている子どもをいち早く察することは、先ほどもおっしゃいましたように問題の深刻化を防ぐ唯一の解決策であります。そのためには、やはり家庭での子どもの観察が大切で、学校と保護者との連携をさらにさらに密接にしなければならない。いじめを受けた子どもが、時には親にもそれを隠そうとするケースが多い。だれかさんににらまれた、だれかさんに汚いと言われた。そういう子どものいじめの前兆が、親にも隠そうとする。そんなケースが多い。まして、先生や、電話で相談するほどの勇気や積極性のないのは、当然であります。それだけに、1人で悩んでいる子どもの様子を察知し、本当に親よりも優しく、何でも子どもが相談できるような教職員の養成がこれから必要ではないか。そうした研修について取り組まれているのかどうか、そのことについてお伺いいたします。

以上、再質問です。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

再質問をいただきました。観光動態につきまして、特にことしの夏場の状況を踏まえまして、私自身としましても、日帰りのお客さんがふえたことに関しましては、素直に喜んでおります。しかしながら、宿泊者数が伸びなかったということについては、やはり懸念をしております。とりわけお客様の消費単価が下がっているということに、傾向につきましては、やはり宿泊施設の経営に直接影響するとともに、観光施設やお土産を取り扱われている商工関係の皆様方にも、経営にも、大変大きく響く深刻な状況であるととらえてございます。当面は、やはり宿泊者数を増加させるような取り組みが何よりも重要であるというふうに考えております。高年齢層の方々やご家族の宿泊をふやしていけるような取り組み、あるいは誘客活動が必要だと考えております。

例えば、リピーター対策としましては、今後、日置川方面で主に行われております、参加体験型観光のさらなる誘致や、あるいはPR活動。こういったものにも取り組む必要があるかと考えてございます。また、中長期的には観光実態と予測を分析し、目標を立てての観光振興プランの作成と実践が必要であると考えてございます。ほかの例としましては、パンダが1頭生まれ、8月のPR活動がまだ十分とは現在私は思っておりません。この辺の、パンダの関東方面へのさらなるPR活動の強化、こういったものにもまだまだできる部分があるのではないかなと考えてございます。そしてまた、今現在羽田と結んでおりますJALさんとの稼働率も同時に上げていくべく、やはり白浜町から和歌山県内、あるいは関東方面へのPR活動も必要かというふうに考えております。

日本航空だけではないと思います。私は今、関空を中心にして、ご存じのLCCいわゆるローコストキャリアというのがございまして、そこの格安航空会社に対してのPR活動も今後は必要になってくるであろうと。すなわち、東南アジアから関空に来て、関空からどこへ行くというときに、やっぱり白浜を選んでもらえるような、そういう営業活動が必要ではないかというふうに考えてございます。これも1つ、大きなこれからの課題であります。

先ほど議員からもご指摘の、私が理想としております世界に誇れる観光リゾート、白浜町の構築、あるいはオンリーワンの白浜町を目指すということで言えば、やはりこれからは白浜ならではのもの、白浜ならではのそういった企画、あるいはイベント、そういったものも

同時に企画開発していく必要があるかと考えてございます。

こういったことに関しましては、町だけではできるものではございません。やはり今議会終了後、直ちに経済3団体とも協議をさせていただき、今後のさらなる誘客活動について、あるいは宿泊客の増加につきまして議論をしまして、協議をする中で検討をしてみたいというふうに考えてございます。

私がこの議会で提言を申し上げました、予算の補正予算を組ませていただいております白浜町活性化協議会、この協議会の提言をまとめていただく中で、新たなアイデアや発想、観光振興策が出てくるものと期待をしている次第でございます。ほかにも多々やることはあると思っておりますけれども、具体例としまして、ただいま申し上げましたようなことを中心に、今後この協議会でもご審議、ご協議をいただきたいというふうに考えてございますので、ぜひともご理解をいただきますようお願い申し上げます。

それから、もう1つの質問でございますけれども、広域化構想につきましては、私もこういった構想があるということは承知をしておりますけれども、詳細につきましては、担当課であります生活環境課長から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君（登壇）

○番 外（生活環境課長）

田辺周辺広域市町村圏組合の中間処理施設の広域化構想についてご質問をいただきました。経過を含めて答弁させていただきますと、平成9年5月に、当時の厚生省から、ごみ処理の広域化計画についてということで通達がなされております。これは、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県において、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するよう指導があったものでございます。

これを受けまして、平成11年3月、県において、和歌山県ごみ処理広域化計画が策定され、ごみ焼却施設の集約化等を基本方針に、県内7ブロックに区割りされて、当町は田辺広域ブロックに属し、当初は平成21年度以降の施設の完成を目指すという計画でございました。

その後、平成21年2月の広域圏組合運営理事会におきまして、平成32年度をめどにごみ焼却施設を一本化するということと、過渡期の協力体制が構築できないか、誠意を持って取り組むということが確認されております。

一方、平成22年度に国の交付金対象事業が変更されまして、施設の延命化及び地球温暖化防止対策に資する基幹的設備改良事業が循環型社会形成推進交付金の新たなメニューに加わりました。

このことから、交付金を活用して、現在ある現有のごみ焼却施設を延命化して、圏域内のごみを分担する方法も施設整備の選択肢の1つとして考えられるようになりました。3月の全員協議会でも報告させていただきましたが、広域圏組合では、平成23年度に新設1本化と、それから集約化を比較検討した、田辺広域圏中間処理施設広域化構想案を作成しております。

現在、広域圏組合では、この広域化構想案をもとに、広域での一本化と、現有施設を活用した集約化を比較検討し、今後広域化構想を決定していくこととなっております。

田辺周辺広域圏内の中間処理施設は、老朽化している施設や比較的新しい施設もあり、あ

る一定時期にすべての施設を廃止し、一本化に移行するという事は、各市町の個別事情もあり非常に困難であると認識しております。

将来的には、圏域のすべての燃えるごみを焼却できる中間処理施設を新設するという、一本化するという方針は変わりはありませんけれども、それまでの過渡期の間は、現有施設の延命化を図りつつ、各市町の協力体制の構築や役割分担を行うことが必要になってくると、考えております。

今後、広域圏組合運営理事会等でも、そのあたりの協議がなされてくると思います。

以上です。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

教職員の研修の大切さについてご指摘をいただきました。私も、私自身も含めてですが、教職員の研修というのは教員の生命だと思っております。子どもたちの成長に寄与する、子どもたちの人格向上に資する、そういう役割を背負っております。それだけに、自己研鑽に努めるということが厳しく求められると思っております。「前へ進もうとする教師のみ人を教える権利がある」と、そういう言葉がございます。今後も学校内外の研修を大事にしていきたいと思っております。

○議 長

それでは、再々質問がございましたら。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

観光行政、私もただいま町長がおっしゃられたグローバルなオンリーワンの白浜を創設するには、やっぱりジャイアントパンダ、これは欠かせないと。庁舎の玄関にもパンダの白浜と。世界で、中国を除けば最多数の飼育数を誇るこのパンダ、これをやっぱりオンリーワンの白浜の魅力と。そしてまた世界遺産とかきのうおっしゃられたいろいろな文化財、そうしたものを十分活用していただきたい。

それから、正木課長も若いときですと記憶にあると思うんですけども、観光白浜の活性化のために、当時片田良穂町長のときに、白浜の活性化を図るためにアイデアはございませんかということで、全国にそのアイデアを募ったことがございました。そうした単に協議会だけ、10人の方のご意見だけでなしに、やっぱり広い範囲で白浜にはこうしたものが欲しい、こうすべきだということを、ご意見をいただけたらどうかと私は思います。

ちょっと私事になりますけど、私はそのとき、白浜芸術大賞の創設をレポートいたしました、図らずも最優秀賞に選ばれたことがございます。今度も一生懸命頑張ります。

それから、処理場の問題ですけれども、平成22年度に国の交付金の制度の変更を活用しまして、現有の施設の延命化を図りながら、広域圏のごみの分担を、ごみを分担する方法も選択肢の1つであるということの中で、2本の煙突ということが、今、構想として浮かび上がっているということがございます。しかし、基本的にはやっぱり1本ということで、これからも取り組んでいただきたい。きょう、13日の夜、阪田の青少年センターで焼却場の問題の背景について、一部の住民の方々の集会が開かれるそうでございます。歴代2人の町長と地元とのこれまでの経過や、今後の町の取り組みなどについて、当局に対する不信感が集

会につながったと解釈いたしましたも、大きな間違いはないと私は思っています。

町長は、冒頭にも申し上げましたが、課題をできる限りオープンにして、町民が納得する形で、不転の覚悟で問題に取り組むことを約束されております。9月をめぐり、これまでの課題についても町民に説明を、報告をしたというご答弁もございました。そうした意味において、説明責任を果たしていただくと。公平に、そして毅然として、保呂区と町民との相互理解の中で、これらの課題に取り組まれることを、私は、町民の方も強く望んでいると思います。それが、町長を信頼し、期待して指示をした、多くの有権者の方々の偽らざる気持ちであるということをしっかりと胸に受けとめていただきたい。そのように思います。

いじめ対策、教職員の研修、子どもの立場に立って、子どもと一緒に悩み、考え、行動すると、そうした教師の生命を育むために、自己研鑽の中でも取り組みたい。そのような教育長の対応には、私も賛同をいたしております。どうかよろしくお願い申し上げます。特に、教育といたしましては、子どもの自殺の問題も大きく取り上げられております。いじめや虐待など、何の抵抗もできない子どもたちへの暴力は、人として絶対に許すことはできない。私はそういったニュースを見るたびに、悲しみと激しい怒りを覚えるわけであります。冒頭述べさせていただきました。子どもを道連れにした悲惨な投身自殺、子どもを守るのは私たちの当然の義務であり、行政の前提であります。

来月、当該の委員会、建設委員会でございますけれども、東日本大震災の被災地を行政視察することになりました。そして、74人の子どもたちの尊い、そしていたいけない命が奪われた大川小学校を訪問することが決まったようであります。率直に言って、私は学校の訪問に一抹の不安と戸惑いをひどく覚えています。スケジュールの内容は把握しておりませんが、もし学校側に子どもたちの遭難について質問する場が設定されていたとした場合、私は子どもたちを長時間グラウンドに集めたまま、避難への何の手立てもしなかった職員たちへの行動に、激しい怒りを、その場で耐えることができるのかどうか。自分を忘れて感情的に何かを、あなたらどうしたんだというようなことを訴えてしまうのではないだろうか。今から私は不安を覚えています。子どもたちの命や健康づくりは、教育以前の人間としての使命であることを深く認識をいたしました。

町長、教育長、新しい温かい思いやりのある行政を、ひとつよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

ちょうど1時間でございます。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、正木司良君の一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 11時59分 再開 12時59分)

○議 長

再開します。

続いて、議案審議を行います。

(2) 日程第2 議案第78号 平成23年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議 長

日程第2 議案第78号 平成23年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第78号 平成23年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公益企業法第32条第2項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

続いて補足説明を求めます。

番外 上下水道課長 山本君（登壇）

○番外（上下水道課長）

議案第78号 平成23年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、議案書（P.42～44）に基づき、説明した。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第78号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第78号は原案のとおり可決されました。

（3）日程第3 議案第79号 平成23年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第80号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算認定について

- 日程第 5 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 4 報告第 7 号 平成 2 3 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 5 報告第 8 号 平成 2 3 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 1 6 報告第 9 号 平成 2 3 年度白浜町継続費精算報告について

○議 長

日程第 3 議案第 7 9 号から日程第 1 6 報告第 9 号までの 1 4 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井濶君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 7 9 号から議案第 8 9 号 平成 2 3 年度白浜町一般会計及び各特別会計決算認定につきましては、7 月 2 3 日から 8 月 6 日まで監査委員の審査を受けましたので、その意見をつけて議会の承認に付するものでございます。

次に、報告第 7 号 平成 2 3 年度健全化判断比率の報告及び報告第 8 号、平成 2 3 年度資金不足比率の報告につきましては、7 月 2 7 日に監査委員の審査を受けましたので、その意見をつけて報告するものでございます。

報告第 9 号 平成 2 3 年度白浜町継続費清算報告につきましては、平成 2 3 年度をもって事業が終了した継続事業について報告するものでございます

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

報告第7号から報告第9号について補足説明を求めます。

決算認定議案の53ページからです。

番外 総務課長 坂本君（登壇）

○番 外（総務課長）

報告第7号 平成23年度健全化判断比率の報告について、議案書（P.53～55）に基づき、説明した。

報告第8号 平成23年度資金不足比率の報告について、議案書（P.56～58）に基づき、説明した。

報告第9号 平成23年度白浜町継続費精算報告について、議案書（P.59～60）に基づき、説明した。

○議長

続いて、本件について監査委員の報告を求めます。

津多監査委員さんに議場へ入ってもらってください。

（津多監査委員 入場）

○議長

番外 津多監査委員（登壇）

○番 外（監査委員）

こんにちは。ただいま議長からご指名をいただきました津多でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、平成23年度における各会計の決算及び平成23年度決算にかかる財政健全化審査並びに経営健全化審査について報告します。

決算審査意見書を朗読した。

財政健全化審査意見書を朗読した。

経営健全化審査意見書を朗読した。

以上で監査報告並びに意見を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長

本件について監査委員の報告が終わりました。

津多監査委員さん、ご苦労さまでございました。

休憩します。

（休憩 13時49分 再開 13時50分）

○議長

再開します。

お諮りします。

議案第79号から議案第89号までの11件については、白浜町議会特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

お諮りします。

白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第30として順序を変更し直ちに議題としたいと思えます。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第30として直ちに議題とすることに決定しました。

(4) 追加日程第30 白浜町議会特別委員会の設置について

○議 長

お諮りします。

議案第79号から議案第89号までの11件については、6人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員についてお諮りします。

委員は6名と決定しておりますが、委員の選任については白浜町議会委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、委員は議長において指名することに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。決算審査特別委員会委員には、2番 楠本君、3番 丸本君、6番 正木秀男君、8番 廣畑君、10番 玉置君、13番 長野君の6名を指名します。

ただいま指名しました6名の委員についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました6名の方々が決算審査特別委員会委員に決定しました。

ご苦労様ですが、よろしく願います。

引き続き、質疑を行います。

日程第14 報告第7号 平成23年度健全化判断比率の報告について、質疑を行います。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第7号は以上で終わります。

日程第15 報告第8号 平成23年度資金不足比率の報告について、質疑を行います。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第8号は以上で終わります。

日程第16 報告第9号 平成23年度白浜町継続費精算報告について、質疑を行います。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第9号は以上で終わります。

暫時休憩します。

(休憩 13時54分 再開 14時14分)

○議 長

再開します。

ご報告いたします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定しました。

委員長に10番 玉置君、副委員長に3番 丸本君と決定いたしましたことをご報告いたします。

休憩中に、議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告いたします。

ただいま、町当局から議案第90号から議案第92号が提出されました。

本日は配付にとどめたいと思います。

引き続き、審議を行います。

(5) 日程第17 議案第68号 専決処分の承認について

○議 長

日程第17 議案第68号 専決処分の承認についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第68号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第68号は原案のとおり承認されました。

(6) 日程第18 議案第69号 専決処分の承認について

○議 長

日程第18 議案第69号 専決処分の承認についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第69号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第69号は原案のとおり承認されました。

(7) 日程第19 議案第70号 白浜町税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第19 議案第70号 白浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第70号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第70号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第20 議案第71号 白浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第20 議案第71号 白浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第71号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第21 議案第72号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第21 議案第72号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第72号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第22 議案第73号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第22 議案第73号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。

採決致します。お諮りします。

議案第73号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第23 議案第74号 平成24年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定
について

○議 長

日程第23 議案第74号 平成24年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 廣畑君

○8 番

26ページ、農業振興費の新規就農総合支援事業補助金300万円が上程されていますけれども、この補助金の中身につきましてお願いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外(農林水産課長)

国の農業施策のひとつでございまして、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着をはかるために経営が不安定な就農直後の所得を確保することを目的としまして、45歳未満の独立、自営を開始する新規就農者に対して年間150万円、最長5年間を交付するものでございます。県を通じて国100%の補助金でございまして、今年度は半期75万円かける4名で300万円を予定しているところでございます。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

24ページ、保健センター費で美之浦保健センターの補修工事が62万4千円と上がっているんですが、現在の使用率はどうなんでしょうか。というのは、昔はあそこをよく利用して住民の方も出入りされていたし、非常に稼働率が良かったんですけども、最近そうでない感じもいたします。そしてまた、駐車場も狭いという現状でございまして、そこら辺を教えてください。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

ただいま美之浦の保健センターの利用状況についてのご質問をいただきました。今利用されておりますのは、主に保健センターが主体となっておりますストレッチ体操、あるいはデ

イサロン、ボランティアサロンといった認知症の交流事業等をこの美之浦保健センターでやっております。ただ、保健センターがはまゆう病院の中央保健センターに移っておりますので、以前と比べましたら利用が減っているという状況でございまして、料理教室等そういったものには今までどおり使わせていただいているところです。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

そうしますと、今後利用率が段々と低くなってきつつあるという現状において、経費節減のためにもいろいろと考えて行かなければならないという状況にあたってくると思うんです。その点、今のところは少しなりとも稼働はしているけども、今後ははまゆうのセンターが主という形に見受けられますので、今度検討ということで。今回は補修することによってまた維持管理も出てきますので、その点、よろしくをお願いします。

○議 長

1番 水上君

○1 番

補修のことで関連です。美之浦保健センター、すこやか推進員の栄養教室とかやっておりますけども、3階の調理器具ですけども、使えない電気製品があります。電気が落ちるといふか、そこらもありますので、一度点検をしていただいて、この補正に入っているのかどうかかわらないんですけども、使えないものが多いです。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

今回、補正をお願いしております美之浦保健センターは昭和55年に建築させていただいて、以来31年くらい経っているわけですけども、今回は雨漏れがありまして、この雨漏れが3階の料理教室の厨房の天井に漏れてきまして、天井が壊れたというところで、屋上の雨漏れ防止と3階の料理教室の天井の補修をさせていただきたいと思っております。

ただ、電化製品等傷みがひどくなってきておりますので、含みましてまた検討させていただきたいと思います。

○議 長

8番 廣畑君

○8 番

今の美之浦保健センターのことなんですけども、実はこの前借りたんですけども、3階の料理教室が今課長が言われたような形でした。しかし、器具3台ありまして、1台が使えなかったんですけども、そこをよけながら利用したわけなんですけども、使えるので啓発もしながら、もちろん電気料金、クーラー代なども支払いまして、使わせていただいたんですけども、やはり使えるような形にさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

当然私どもとしては、美之浦保健センターは今後とも活用していきたいと思っております。

ただ、今回補修をさせていただくのは、雨漏れによって衛生面、安全面を安心して使っていただけのために、今回補修をさせていただきたいと思っております。

○議 長

11番 湯川君

○11 番

30ページ、土木費の中で、本町川改良工事は予算が通りましたら、だいたいいつごろから始まって、いつごろまでに終わる予定でしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

予算が通りましたらすぐに設計に入りまして、発注が早ければ11月か12月頃になると思います。完了は一応年度が24年度ですので、3月末の完成を目指して頑張っていきたいと思えます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

17ページの才野地区避難路整備工事、参考資料26ページですけれども、真ん中あたりに赤点があるんですけども、この部分については、私の側聞するところによると、お熊野さんのほうへ上がっていく道だと思うんですけども、この部分については、フラワーライン線がくる話も聞くし、この部分について詳しく説明してください。

○議 長

番外 総務課課長 小松原君

○番 外（総務課課長）

このフラワーラインのことについては私は答えられないのですが、この赤点のところカルバートを据えて、その地図のお熊野さんへ上がる途中まで約330メートルの避難可能距離というところで、標高18.3メートルのところまでカルバートを置くことによって、避難が可能だということでございます。

フラワーラインの法線がどこにあってくるかについては私はちょっと存じてませんので、申し訳ございませんが、答えることができません。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今フラワーラインが進んでおります。その中で才野地区の皆さんに住民説明会を行い、避難場所をつけてほしいということで、このあいだ要望も上げました。県から9月に入ってから回答がございました。工事に伴い、逃げる場所をつけるということで、地元にも説明をしております。なるべく高いところへということで、工事の中で山切りをしますので、道路から直接車で上がるところは1カ所なんですけど、あと歩道4カ所です。その上に2つの山を切り取りますので、用地に階段を付けまして、だいたい30メートル近くまでフラワーラインの工事で行います。その中で要望が上がっているのが、あとの避難場所です。そのこの平地の部分については、町と県と地元才野区と協議をするということになっております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

ということは、この金額833万9千円はボックスカルバートだけの予算措置と理解してよいのか。今建設課長が言われるように、そのほかにもフラワーライン線にのぼる道をつくるということの話なのか、もう少し詳しく。絵ではどのような格好でフラワーラインに行くのかわかりにくいので、その点も含めて説明してください。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

フラワーラインのルートにつきましては、26ページの図面の中で廻り田と書いているところが左側にあると思いますが、その右側に水色で塗っているため池があります。そのため池の少し下側くらいまで、この図面で言いますと一番右下の隅のほう、萩原地区になるんですけども、そこからトンネルでお熊野さんを通りまして、トンネルの出口がこのため池の少し下あたりまでトンネルできて、そこからオープンで廻り田と書いてあるあたりを通りまして、安久川を橋梁で渡っていくルートになってきます。

今回のこの防災の関係のカルバートにつきましては、お墓のところに小さな橋があるんですけども、その橋が耐震化されていないために、地震の場合、脱橋するおそれがあります。ですので、そうすると避難ができなくなるということで、ボックスカルバートでありますと、耐震性がありますので、そのために歩道程度の人が歩く部分ということで、脱橋した場合のためとお考えいただけたらと思います。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

ということは、この避難路はフラワーライン線にのぼる道でないと。結局今のお熊野さんのほうへ才野からのぼって行くこの図面でいえば、そのカルバートを設置すると。そう理解したらよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 小松原君

○番 外（総務課長）

その通りでございます。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

35ページ、教育費の学校管理費があります。備品購入費でパソコンサーバー機の購入費で139万4千円と上がっています。これの説明。

それから、教育長は学校のホームページを全体的に取り組むという話があったと思うんです。今の進捗状況を教えてください。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

パソコンサーバー購入費でございます。これにつきましては、北富田小学校のパソコンのサーバーです。このパソコンにつきましては、平成18年10月から23年9月までの5年リースだったんですけども、その契約が終了しまして無償で譲渡ということになります。それで、現在、北富田小学校でリース契約が切れたものを無償で今使用しておったんですけど、その中でハードディスク2つあるんですけども、そのうちの1つが故障しました。それで、今現在応急処置で対応しているところですけど、いつもう1つのハードディスクが故障するかわからないということで、今回緊急ということで、早期に購入ということでサーバー機の購入費を計上させていただいております。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

ホームページにつきましては、全校現在立ち上げております。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

パソコンという機械はだいたい3年から5年で寿命という形になってくると思うんですけども、そこら辺の無料で提供していただいている話ですが、やはり計画的に139万4千円というのは妥当と思われるのでしょうか。それとも、いろんな部分があるかと思うんですよ。

あと、今現在使っているパソコンの台数とかはどんなものなのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

金額ですけども、これは見積もりも取りまして妥当ということで、こちらを計上させていただいております。それと、購入について今現在3年程度ということなんですけども、財政事情もありまして、無償でリース契約の切れたパソコンを現在使っておるところでございます。

台数については、今持っておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

提言なんですけども、今はiPadを使って非常にクラスで子どもたちがのびのびとやっている実例がございますので、そこら辺も検討をお願いしたいと思います。

○議 長

1番 水上君

○1 番

総務費の中に果川市の青少年の99万と73万というやつですね。これ、例えば訪問団がお越しになった時に、果川市も応分の予算をつけてくるかと思うんですけども、これはどういう内容の中の内訳になるのでしょうか。99万と73万です。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

特に果川市とうたわれてないので、わかりにくいんですけども、6のまちづくり推進費の中で、合唱団が今度お越しになるということで、その分が99万円。それから、果川市から語学研修で来られる分で72万6千円がございます。15ページ、まず合唱団の訪問の件ですけども、それが報償費で15万円、記念品7万円、通訳謝礼金が8万円、需用費の中で、食糧費が55万7千円、消耗品7万5千円。これは舞台の看板とかです。役務費でピアノの調律費で5万8千円で移動も含めます。新聞折込手数料としまして2万8千円、施設の使用料としまして、2万2千円、会場用の音響、照明等の借上げで10万円となっております。

それから語学研修の受け入れにつきましては、報償費の中の記念品代3万円、出演謝礼としまして、町内の獅子舞等の歓迎セレモニーの中での謝礼としまして5万円。旅費が3万6千円、歓迎会の食糧費として60万円、消耗品、看板等で1万円となっております。金額につきましては171万6千円、すべてになってございます。

○議 長

1番 水上君

○1 番

大変わかりにくいです。今支出明細を伺いますと、受け入れとしてはこれは妥当かなと思いますけれども、向こうが来られる際にある程度の予算づけした部分は別にあるんだなとそう解釈できますけれども、この説明の載せ方ではわかりにくいです。今後わかるように。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

説明の欄にもう少し詳しくわかるように今後注意いたします。

○議 長

10番 玉置君

○10 番

基本的なことで前にも聞いたと思うんですけども、12ページ、基金繰入金の項目の中で、ふるさと創生基金があり、171万6千円繰入しています。まず最初に聞きたいのですが、どこから何のためにここへ繰入れたかということ。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

これにつきましては、先ほど説明いたしましたまちづくりの国際交流事業費の分の果川市からの合唱団と語学研修の171万6千円でございます。

○議 長

10番 玉置君

○10 番

ですから、これは一般会計から出るんですけども、いったんふるさと創生基金に繰入せんらんのか、繰入してからでないと使えんということですか。

○議 長
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

繰入金となっておりますけれども、ここから繰出という意味になるんですけども。

○議 長
10番 玉置君

○10 番

ふるさと創生基金から果川市の費用を出すということですね。青少年のために。

そしたら、ふるさと創生基金が9千万円ほどあるのかな。これについては、基金条例というのがあるって、使えるところと使えないところがあるのか。青少年育成とかそういうものには使えるわけやな。私の考えでは、いつまでも何千万というお金を置いておいて、ここから例えば質問しましたように、通学路の問題でお金がないんやと、じゃあそこから出せよと。出らんのかと個人的には思うんですが、それ以外に基金というのは青少年の項目のため以外には使えないのか。

そして、いくらくらいあるのか教えてください。

○議 長
番外 副町長 小幡君

○番 外（副町長）

今ご質問いただきましたふるさと創生基金については、政府が全国市町村に1億円の現金を支給するというので、自由に使ってよいということで、ふるさと創生資金が交付されたと覚えております。その1億円をもって各市町村で独自の事業をやってきたと思います。

白浜町につきましては、このふるさと創生資金を基金ということで積みまして、当初はその利息を活用して人材育成、海外派遣、青少年育成等々をやってきた経過がございます。そしてその後FM放送局につきましても、地域の防災及び行政からの情報伝達等々を含めまして若干の基金の繰出をしております。

現在、8,600万円程度の基金の残額でございます。

○議 長
10番 玉置君

○10 番

では、コミュニティ放送にも支出しているということであれば、青少年の育成に限ったことではないわけですね。使える可能性としてはあるわけですね。条例か何かで決めてあるわけではないんですね。基金条例とかがあって、支出の規制があるとかということはないんですね。

○議 長
番外 副町長 小幡君

○番 外（副町長）

ふるさと創生事業ということで条例を制定しております。今言いましたような内容で支出をしておりますけれども、ふるさとを創生する事業をとということであれば、基金を活用すると。他に補助金等、条例等であればそれについてはそちらの補助金で対応していきたいと考えます。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

33ページの用地購入費で3,430万円の減額なんですけども、このことについて詳しくご説明いただけたらと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

3,430万円についてご説明します。高速道路が急速に進捗している中、国と協議しながら随時、工事用道路計画変更が行われております。このため、当初計画予定の用地購入の減によるものでございます。工事用道路位置変更や土羽から擁壁に変更され、用地費が減額となったことから減にするものでございます。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

ということは、この内容からすれば、国庫と地方債の減額が1,950万円ずつあってということだから、補助金もらっていく中でこの用地の買収については町のほうが先行してというか、そういう話の中でおこってきたと解釈したらよろしいですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

用地、当初は国からだいたいこれくらいの予算ときます。それによって当初予算を上げていきます。その中で変更で国から指示があります。そのためになっております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

30ページ、庄川地区の排水調査委託料100万円なんですけども、これは庄川地区全般をいうのか、最勝寺の下あたりをいうのか。それともバーディーの裏側、中田さんあたりのところをいうのか。ここらにはあそこの排水は去年か一昨年、バーディーの後ろの排水が詰まってかなり浸水したと。もう1つは庄川口の前の梅工場のあたりと。さらには、最勝寺の真下のほう、湯川さんとこあたり。ここらが浸かったわけなんやけど、新しい三角地の新興住宅あたりが浸かったわけなんですけど、これも含めて全体を調査委託するという事なんですか。それとも、庄川の排水についてはたい積土砂を取ったわけなんですけども、なおかつ庄川の排水については根本的に。地区の方々も奉仕で草を刈ったりしてると思うんやけども、そこらの分も含めて、どういう調査委託をされるんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

場所としましては、最勝寺の下からバーディーの裏付近でございます。この地域の台風12号だけの浸水でなく、豪雨のときにたびたび浸水されるという状況を把握するため、庄川

口周辺地域の排水経路の調査及び浸水対策の検討をするためでございます。これにつきましては、今血深井堰も改修されます。そこでこの近くに高速のピアも建ってきます。それが川の中に建ちますので、排水も皆さん心配をされております。その中での調査でございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

25ページ、衛生費、多目的広場の改修210万円が計上されておりますけれども、出来上がってから何年。

そして、工事にかかる名目を聞き及んでいるんですけども、浅学でまことに申し訳ない。再度確認したいと思うので、何のためにするのかということです。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

出来上がったのは昨年でございます。

工事の内容ですけども、大変排水が悪いので、100ミリの暗渠排水有孔管を広範囲に設置して水はけをよくしたいと。強い雨が降った後、5センチから6センチの水たまりが広範囲にたまって練習ができなくなってしまうということで、工事をさせていただきます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

そしたら、それは当初つくった時からそういう部分設計に入ってなかったということと、多目的広場の中で利用頻度。つまり、どういう団体が何に使っているのかということ、わかったら。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

地盤が岩盤で予想していたより水はけがすごく悪いということで、当初このくらいだったらいけるだろうと、ただあまりお金をかけすぎても利用状況を見ながらもう少しちゃんとしていこうかということで、一応排水も考えたのですが。

利用頻度ですけども、富田のサッカースポーツ少年団が毎週土、日、祝日練習を行っております。和歌山市や串本、湯浅、貴志川、かつらぎ町、御坊や印南町などいろんなところから練習試合に訪れております。夏休みには平日に田辺工業のラグビー部が練習に訪れております。具体的な数字としまして、8月は11件で来場者が190人、7月が10件で750人。これはA型杯とかでたくさんの方がみえております。6月については8件で620人。これは各地から練習試合等でみえております。大阪の方からも宿泊も兼ねて練習試合に来たということもあります。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

それであれば、白浜において、フットボール関係のスポーツ、唯一保呂の多目的広場とい

うのかな。冒頭富田の少年サッカーが利用頻度、土、日と説明があったんですけども、以前私の記憶では、牛島さんが指導者として栄のグラウンドとかいろんな格好で利用されていて、そういう中で大変ご苦労されていたことも聞いているんですけども、今課長からの説明であれば、保呂の多目的広場、他府県からも頻度の利用があるという中で、唯一阪田にグラウンドあるけど、あそこは野球やし、日置行ったらテニスコートはあるけども、白浜でフットボール関係では唯一といったら、ここしかないという認識でよろしいでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番外（生活環境課長）

少年サッカー等でも大会は芝生のグラウンドで本大会をやるということで、練習についても芝生のところでやりたいということで、ほかの市町村からも練習試合の申し込みがあって、練習に来ています。

○議 長

6番 正木秀男君

○6番

浅学で申し訳ないんですけども、オフィシャル、公式のフィールド90と45か。確かそれくらい十分にとれて、サイドアウトできるくらいの部分があるんですか。そこらどうですか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番外（生活環境課長）

一般の公式の規格がわからないんですけども、少年サッカーであればできるということを聞いております。

○議 長

2番 楠本君

○2番

26ページ、農業振興費の有害鳥獣駆除の件で180万8千円あります。ニホンジカと分けてあります。これはサルとイノシシ、アライグマを指すのか。この部分はニホンジカと分けてあるので、ニホンジカは増えているということで、58万2千円あるけども、その点について説明してもらいたい。

それと、農地費、古池改修事業というのは、地図的に参考資料を付けてくれてないのでわからないんですが、西富田小学校の大きな池を指すのか。あれもかなり前から、学校を建てるときから漏れているという話を聞いているんですけども、そのための作成委託料なんですか。その点について。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番外（富田事務所長）

有害の関係のご質問がありましたので、私の方から答えさせていただきます。有害鳥獣の駆除につきましては、町が実施しているものでして、議員言われるとおり、サル、イノシシ、シカ、アライグマの駆除のための費用でございます。もうひとつのニホンジカの管理捕獲で

すけども、これは県が実施している事業で、100%県費補助ということで、実施してございます。ニホンジカを適正な規模の頭数に減らすという事業内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

古池の改修事業計画書作成の場所ですけども、この古池は才野地区でございまして、安久川橋からアドベンチャーワールドに抜ける途中の志波商店の奥側に古池水利組合の所管の古池がございまして、その堤体が漏水してございまして、改修工事をするためには国庫補助金で工事をするんですけども、まず町単でため池の漏水に伴う計画書を策定する必要があるかとございまして、計画書を作成して提出をして、あと国庫補助金により工事を行うと。平成26年度にも事業着手する予定で取り組んでございまして。

議 長

2番 楠本君

○2 番

場所を間違っていました。この古池の分はさくら温泉の前の田んぼ一帯と林さんの前の一帯の土地を指すんだらうと思うんですけども、面積的にはどのくらいあるんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

古池水利組合管轄の受益面積は5.9ヘクタール、29戸ございまして。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

30ページ、河床整備事業の臨時職員賃金375万円が上がっているんですけども、これの人数と単価、期間はどうなっていますかということです。

○議 長

番外 地籍調査課長 堀本君

○番 外（地籍調査課長）

河床整備事業についてご質問いただきました。賃金の部分ですけども、単価1万5千円の25日の5カ月、2名という計算になっております。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

そしたら、次なんですけども、16ページの電算情報費で光ケーブル保守点検委託料が500万円ということで上がってます。これにつきましては、大規模な移設が必要となるものと説明があるわけなんですけども、この内容についてもう少し具体的に説明をしてください。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

当初予算の部分が合ったんですけども、保呂地区と日置地区におきまして大規模な支障移転工事が2件発生しましたことによりまして、例年のベースでいきますと、手持ちの予算では不足が予想されるため、今回増額をさせていただくものであります。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

これは満額みたいな感じでポンと上がってるんですけども、試算はされているんですよ。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

普通の家庭への引き込みの部分につきましては、あまりお金はかからなくて、1件だいたい10万円程度になってございます。それが、予想で例年のベースでいけば20件くらい。それから、電柱の支障移転分としまして、小規模の場合ですけども、1件あたり20万円くらいで、それを15件程度あるかと思われま。それで合計500万円ということで要望させていただきます。

○議 長

1番 水上君

○1 番

26ページの農業振興費です。新規就農総合支援事業補助金300万円なんですけども、上限もあろうかと思えますし、この300万円の金額は何件くらい、説明をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

先ほど廣畑議員にもお答えしたんですけども、件数は4名の方です。年間150万円くれるんですけども、今回は上半期の75万円かける4名で300万円と、満額国庫補助金でございませ。

○議 長

1番 水上君

○1 番

4名というのは、すでに見込みの中でこの予算組みをされたんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

公募させていただきまして、4名の方を公募によって。また公募を締め切ってからでも、何名かの方から問い合わせがあったんですが、公募を締め切ったところでございませ。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

15ページ、これは町長にお伺いいたします。白浜町活性化協議会委員報酬ですけども、

町の関係で、ほかの関係もあって3,500円かけるいくらと書いておりますけども、町内外からという公募の仕方も町長は所信でも、一般質問でもおっしゃられております。1日する場合、7千円になるのか。それともまた、町外から来る場合は旅費等も考えていかないと。白浜の大事なことを決める分については、若干この、半日だろうと思うんですけども、3,500円ではちょっと気の毒ではという気はするんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今ご心配いただきまして、ようやく設置要綱が案として出来上がってきておりまして、その中にも報酬等言えば、私が平成16年でしたか、立谷元町長のときの活性化委員会の委員のときに全くの無報酬でございまして、報酬は出なかったということがございました。全員が町内の方でした。

それはそれで結構なんですけども、今回に関しましては、全くの無報酬ということにはならんだろうということもございまして、町内の方、あるいは町外の方どんな方が委員に入られるのかまだ未定、全くわかりませんので、町内の方がやはり中心になるかと思えます。遠くてもおそらく田辺や上富田やすさみとかくらいになろうかと思うんです。なかなか県内幅広くと言いましても限界がございまして、県外と言いましてもなかなか、毎月1回でも2回でも例えば東京から来ていただくというのも難しいと思うんです。その辺は委員の選定が終わりましてからと思うんですけども、委員の報酬に関しましては、私の考えでは今現在はこの3,500円でご辛抱願いたいと考えております。1日というか、やはり1回の会議時間というのはだいたい2時間や3時間くらいしか考えておりません。それと予算の範囲内でおさまるのではないかとのもくろみでございまして、委員以外の方が例えば相談役とかそういったアドバイザーのような形で会議に出席していただく場合は、別途費用弁償を考えていきたいなと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

24ページ予防費で薬剤費185万1千円の計上があるんですけども、これはおそらく薬剤散布と思うんですけども、この内容。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

薬剤散布ではございません。これはポリオの関係で小児麻痺を予防するためのワクチンを接種するためでございます。これが、9月から、今まで8月末までは、口の中にスポイトで3カ月の乳児から7歳半の児童までやっていたんですけども、この9月から国が皮下注射ということになりましたので、この薬剤費を集団で接種してもらおうということでございます。

○議 長

1番 水上君

○1 番

関連で教えてください。生ポリオが不活性に変わったという中身はどのような理由なのか。

国はどのような方針の中で、そこまでかわかりませんか。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

その部分につきましては、私ども不勉強でございまして申し訳ございません。変わった理由につきましては、ちょっと承知しておりません。

○議 長
3番 丸本君

○3 番

繰出金のことで、国保会計190万か200万繰出していたと思うんですけども、国保にとっては繰入になる関係あるんですけども、この繰出の減額補正。なぜ減額補正になったのか。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

20ページの繰出金だと思いますけれども、あとからご審議とをいただくところなんですけれども、緊急雇用の部分で今回国保の医療費分析を保健師あるいは看護師でやる予定だったんですけども、ハローワークに募集したんですけども、応募がなかったというところで、一般会計から減額をさせていただきました。

○議 長
7番 岡谷君

○7 番

確認です。先ほども楠本議員からありました活性化委員会の件で、1点だけ町長にお伺いしたいんです。かつてこういう委員会は数回立ち上げて協議をしてきた背景があるんですけども、私は町長の答弁を聞きますと、この近辺的な募集の感覚を受けたんですけども、やはり私は大阪近県から、協議会に参画を願って、白浜に対する提案、提言をいただくのはいいと思うんです。いままでやってきましたけれども、その枠からどうも離れていないんですね。そういう意味で、報酬も含めてお知恵を拝借するんですから、やはりその人の力に応じて、極端に言えば100万でもという感覚でも私はいいと思うんです。そうでなければ、今までどおりの内容と思うんです。それも報酬も含めて、近畿以外でも、そこから募集をはかるような姿勢で協議会の中でもんでいただくということがいいと思いますので、それだけ申し上げておきたいと思います。その辺どうでしょうか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

岡谷議員ご指摘のように、町内外この近辺だけではやはり限られた人材と言いますか、もちろん素晴らしい優秀な方がおられると思うんですけども、私はもっともっと広く、例えば今現在は相談役とかアドバイザーとしましては、例えば国会議員の先生方もこの中に時々情報等でいただくような情報提供を求めるつもりでございまして。東京にも私の知り合いですとか、いろんな企業人もおりますので、大阪、東京のそういった友人、知人を通じまして、

できるだけ幅広くご意見をいただきたいと。これは個人的なものですけども、委員とは別に広く町益になるような、今後町の活性化になるような観光振興、特に魅力ある観光地づくりに熱意のある方、熱意のない方はもちろん応募しないと思いますし、そういう熱意を持って取り組める方は幅広く考えております。10人ですべてが決まるということでないにご理解ください。

○議 長
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

先ほど笠原議員からのご質問の北富田小学校のパソコン台数でございます。児童、教員あわせまして47台です。よろしく申し上げます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結致します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結致します。
採決致します。お諮りします。
議案第74号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第74号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は9月18日火曜日午前10時から開会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、本日はこれをもって延会します。次回は9月18日火曜日10時に開会いたします。
大変、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、15時14分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 24 年 9 月 13 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員